

第二次
人権が尊重される三重
をつくる行動プラン

<中間案>

平成22年12月

三 重 県

第二次 人権が尊重される三重をつくる行動プラン < 目次 >

第1章 第二次行動プランの策定にあたって	1
1. 策定の経緯	
2. 「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」の概要	2
3. 第一次「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の概要	4
4. 第一次行動プランにおける取組の成果と課題	5
5. 人権をとりまく社会環境の変化と新たな課題	10
第2章 第二次行動プランの取組方向	13
1. 第二次行動プランのめざす姿と取組方向	
2. 第二次行動プランの基本的な視点	14
3. 計画の推進と進捗管理	16
4. 施策分野別の取組方向（重点的な取組）	18
(1) 施策分野1「人権が尊重されるまちづくり」	20
人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	21
人権施策102 人権尊重の視点に立った行政の推進	24
(2) 施策分野2「人権意識の高揚」	26
人権施策201 人権啓発の推進	28
人権施策202 人権教育の推進	30
(3) 施策分野3「人権擁護と救済」	34
人権施策301 相談体制の充実	35
人権施策302 さまざまな人権侵害への対応	38
第3章 「人権課題」のための施策	41
人権施策401 同和問題	42
人権施策402 子ども	46
人権施策403 女性	50
人権施策404 障がい者	54
人権施策405 高齢者	58
人権施策406 外国人	62
人権施策407 患者等	66
(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等)	
人権施策408 犯罪被害者等	69
人権施策409 インターネットによる人権侵害	72
人権施策410 さまざまな人権課題	75
(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の等、性的マイノリティの人びと、ホームレス等)	

第1章 第二次 行動プランの策定にあたって

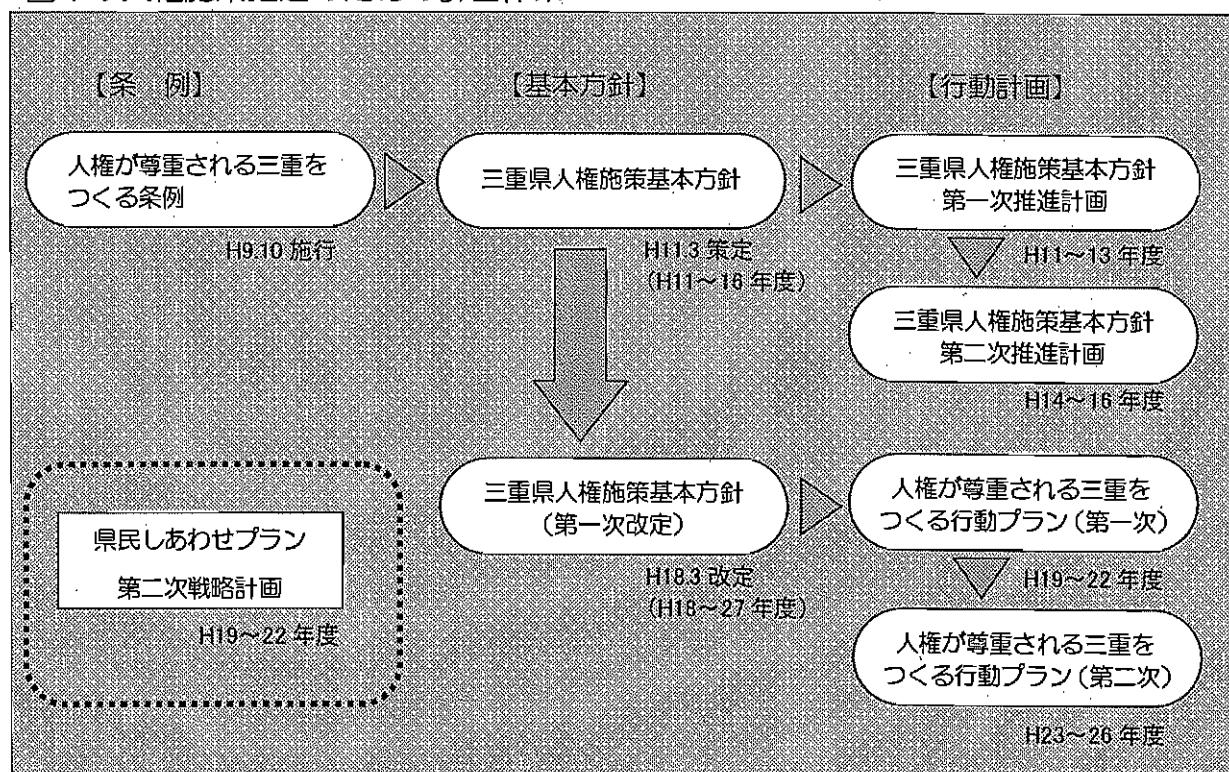
1. 策定の経緯

「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成19年度～22年度）」（以下、「第一次行動プラン」という。）は、平成9年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、平成18年3月に改定された「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」（以下、「基本方針（第一次改定）」という。）を、多様な主体※1とともに着実に推進していくため、平成19年3月に策定しました。

第一次行動プランは、県の総合計画等と整合をはかりながら、県民一人ひとりが、くらしの中で、人権が尊重されていると感じられる「人権尊重社会の実現」をめざしてきました。

平成22年度末に、第一次行動プランの計画期間が終了することに伴い、当該プランの取組成果や課題等を踏まえつつ、次期の「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、「第二次行動プラン」という。）を策定することとしました。

図1 ◆人権施策推進のための計画体系



※1 多様な主体

県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、国、県、市町など、取組を担う多くの主体を指します。詳しくは、P14の「推進主体の考え方」を参照ください。

2. 「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」の概要

「三重県人権施策基本方針」は、「人権が尊重される三重をつくる条例」第5条に基づき知事が定めなければならないものですが、平成18年3月に、従前の基本方針を全面的に見直し、現在の「基本方針（第一次改定）」を策定しました。

基本方針（第一次改定）では、「めざす社会」を「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会」、「さまざまな文化や多様性を認め合い、個人が尊重される社会」として掲げ、めざす社会を実現するために、「人権が尊重されるまちづくり※2」と「人権尊重に立った行政の推進」を基本として、取組を推進していくこととしています。

また、人権施策※3の体系を下の「図2」のように整備し、より具体的に取り組むべき個別の「人権課題」を10項目に整理しました。これらの人権課題に対して、「3つの施策分野」（「人権が尊重されるまちづくり」、「人権意識の高揚」、「人権擁護と救済」）からの横断的な視点を通じて、県組織が総合的に、また、多様な主体が協働・連携して取り組むこととしています（図3参照）。

これら人権施策の体系整備とともに、個々の人権施策の「めざす姿」と「基本方針」、「取組項目」を定めました。そして、これら人権施策の具体的な取組内容や、推進していくための体制づくり、進捗管理のためのしくみづくり等については、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」において定めることとしています。

なお、この基本方針は、概ね10年後の平成27年度を目途に見直すこととしています。

図2◆三重県人権施策基本方針（第一次改定）における「人権施策の体系」

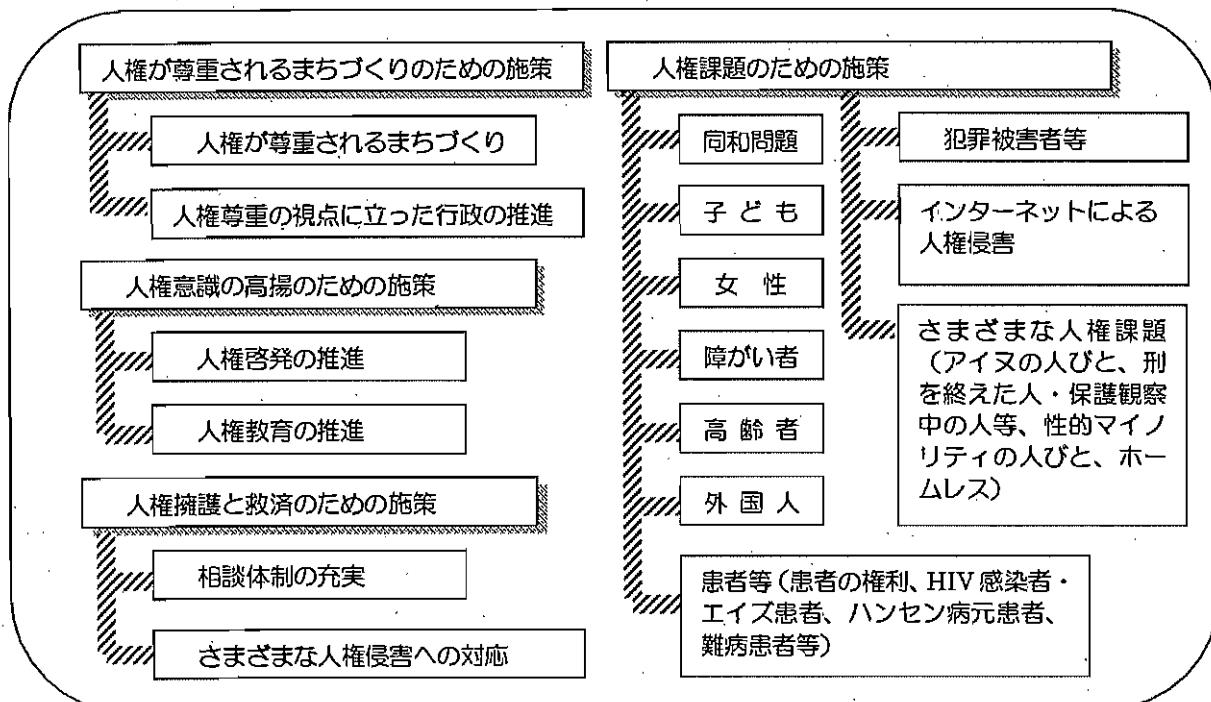
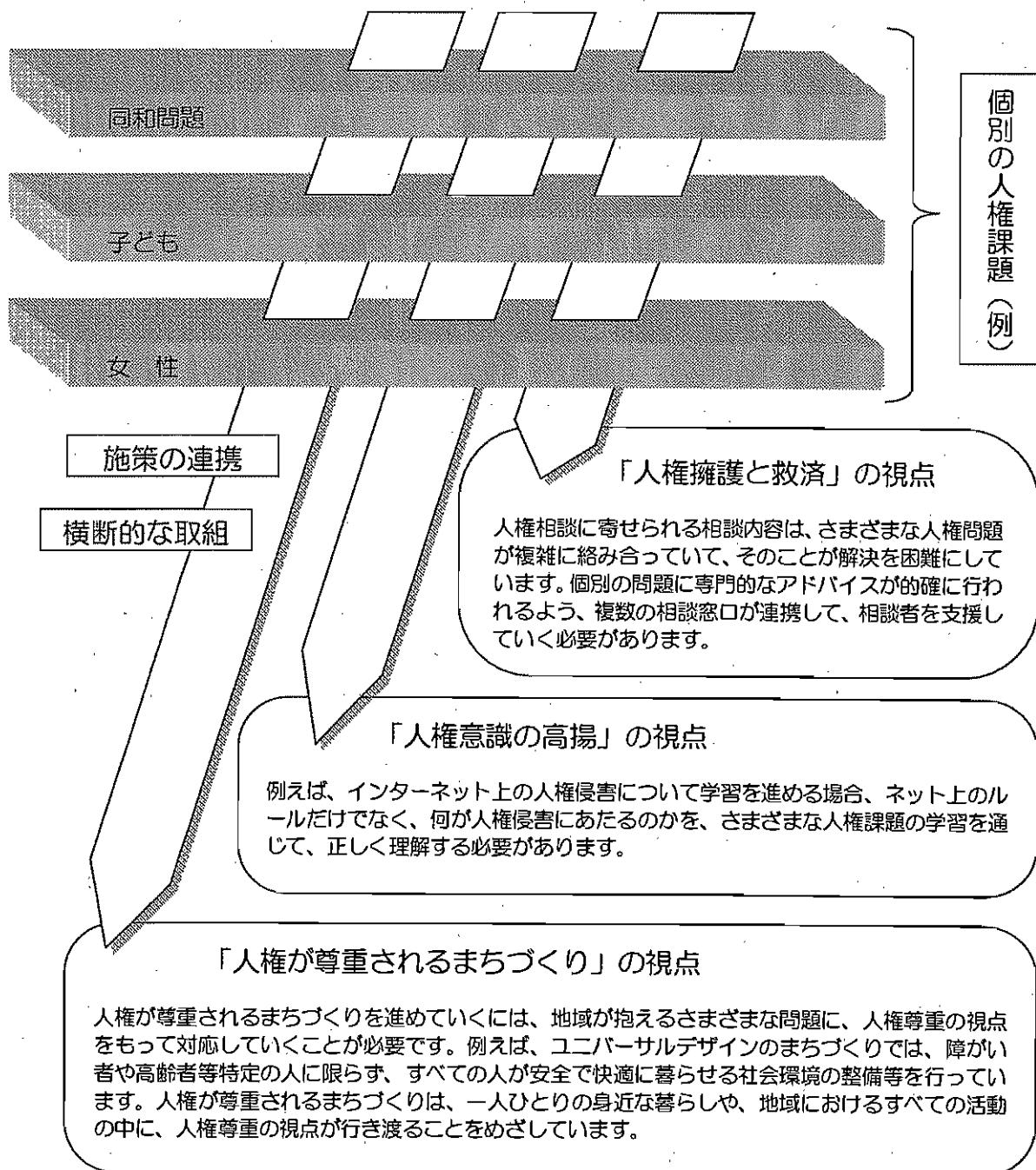


図3◆「3つの施策分野」と個別の「人権課題」の関係（イメージ図）



※2 人権が尊重されるまちづくり

三重県人権施策基本方針では、地域社会において人権文化が醸成され、住民のあらゆる活動のベース（基礎）に人権の視点が根付いている「人権文化の定着した社会」をめざしたまちづくりを、「人権が尊重されるまちづくり」、「人権のまちづくり」と呼んでいます。

※3 人権施策

人権施策とは、差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会（人権尊重社会）の実現に向けて、総合的に取り組む諸施策のことを言います。「基本方針（第一次改定）」では、①公平な機会を保障するための取組、②一人ひとりが自ら選択し、決定し、行動できる社会環境の整備、③一人ひとりが文化や多様性を認め合い、性別、社会的身分、門地などによって差別を受けない社会づくり、のための総合的な取組を指します。

3. 第一次「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の概要

第一次行動プランは、「基本方針（第一次改定）」のしくみを活用し、めざす姿を実現するための具体的な行動計画・推進計画として策定されました。

第一次行動プランの策定にあたっては、「新しい時代の公」や「文化力」の考え方を取り入れ、県の総合計画等との整合をはかりました。

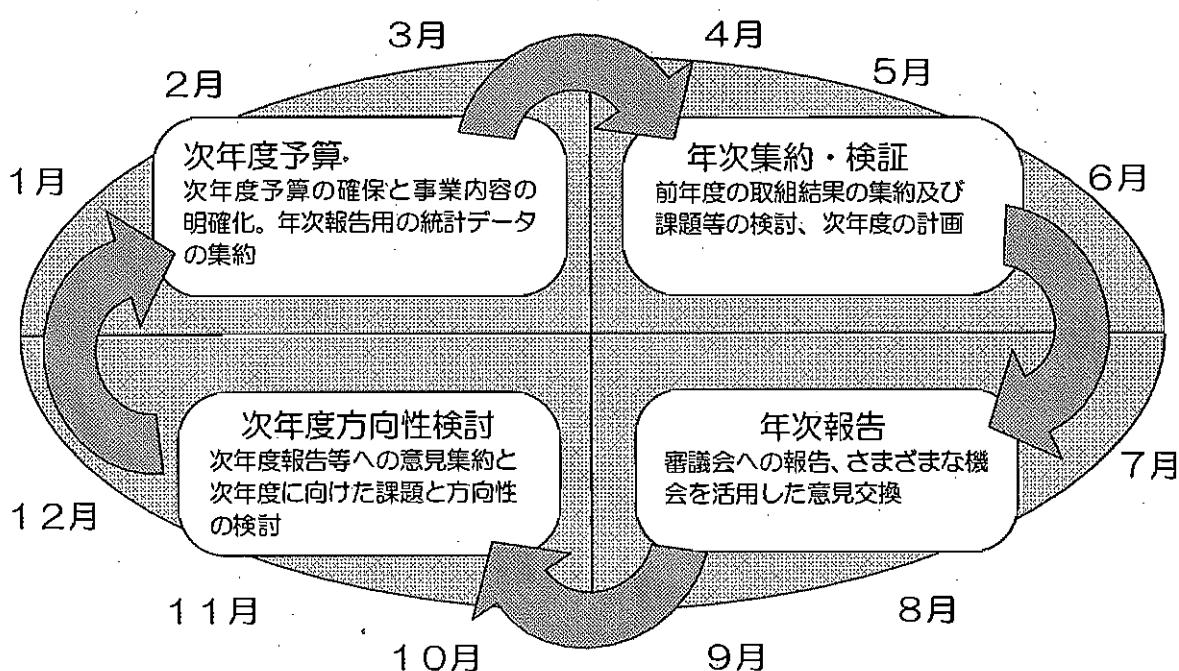
第一次行動プランでは、多様な主体がお互いに連携して取り組むべき具体的な取組内容を、人権施策別に明示するとともに、県が取り組むべき事業体系について「別表」に取りまとめ、列記しています。

県は別表に掲げる個別の事業や取組について目標を掲げ、その達成状況を毎年確認するとともに、多様な主体の取組状況等も踏まえて「年次報告」にまとめています。

「年次報告」を人権施策審議会等に報告するとともに、県ホームページ等で公表するなどし、広く意見を聴取することにより、次年度以降の施策に活用していくしくみを定めています。

また、第一次行動プランの推進にあたって、県の組織における総合的な推進体制のしくみを整備する一方で、多様な主体に対しても、その期待される役割や取組等についての考え方を、個別の人権施策ごとに明示しました。

図4◆進捗管理の年間イメージ



4. 第一次行動プランにおける取組の成果と課題

第一次行動プランに掲げた施策の推進にあたっては、基本方針に示された「人権が尊重されるまちづくり」を基礎に据えて取り組みました。さらに、施策の推進にあたっては、「多様な主体が連携・協働」していくことを重視し、人権尊重社会の実現をめざしました。

(1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現していくためには、一人ひとりの身近な暮らしや、地域の活動の中で人権尊重の視点が行き渡ることが必要です。そこで、地域社会に人権文化が醸成され、住民のあらゆる活動の基礎に人権尊重の視点を根付かせていく「人権が尊重されるまちづくり」を推進してきました。

具体的には、県内で進みつつある「人権のまちづくり」の先進取組事例を、啓発リーフレット「人権まちづくり活動ガイド」にまとめ、人権のまちづくりの普及に活用しました。

さらに、これら先進取組を参考に、人権のまちづくりを進める手法等をまとめたテキスト「人権のまちづくりのすすめ」を作成するとともに、当該テキストを活用した地域における研修会等への講師派遣等の支援を行いました。

また、地域における人権のまちづくりの取組状況について訪問調査を行い、実態を把握するとともに、その取組を広く紹介しました。

地域福祉と人権啓発の拠点施設として、市町が設置する隣保館※1の運営に対して支援するとともに、隣保館職員を対象とした研修等を実施し、資質の向上を支援しました。

「企業の社会的責任（CSR）」※2に基づいた取組に対する社会の評価が高まりを見せる中で、地域社会への貢献や環境保全への取組だけでなく、人権尊重の視点に立った企業取組が重視されています。

このようなCSRに基づいた取組の重要性を、県内の企業に対して啓発や研修支援等により普及をはかるとともに、ガイダンス（検証基準）の作成に着手し、人権尊重の視点に立った企業活動の定着に向けた取組を行いました。

「ユニバーサルデザインのまちづくり」については、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を改定（平成19年4月）するとともに、条例に基づく「推進計画」を策定（平成19年7月）して、取組を進めてきました。

公共施設等を中心としたバリアフリー化のための施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザイン※3の考え方方が社会全体に浸透していくよう、普及・啓発に取組みました。

【課題】

- 人権が尊重されるまちづくりについて、なかなか具体的なイメージが持てない、人権という言葉に難しさや抵抗感を感じるという意見があります。
- 人権のまちづくりが進展しつつある地域では、個別課題に対する専門的で実践的な指導・助言等の支援が求められています。一方で、これから取組を立ち上げようとする地域への支援も必要です。
- 隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として機能していくためには、調査機能や相談機能等のさらなる充実が必要です。
- 人権尊重の視点に立った企業取組を定着化していくため、ガイダンス（検証基準）等の客観的評価手法の確立とともに、企業間の交流促進が期待されています。
- ユニバーサルデザインの言葉や定義に関する啓発は進みましたが、バリアフリー化された施設等が必ずしも効果的に利用されていない事例等も生じていることから、考え方の浸透に向けた取組が必要です。

(2) 人権意識の高揚のための施策

人権が尊重される社会を実現していくためには、前提として、地域の一人ひとりの人権意識の高揚をはかっていくことが必要です。そのため県は、多様な主体と協働して人権啓発・人権教育に取り組んできました。

県広報をはじめとして各種広報媒体を活用して、一年を通じた継続的な人権啓発を行うとともに、「差別をなくす強調月間」や「人権週間」において、国、市町、人権擁護委員等と連携して、県内各所で街頭啓発を展開するなど、重点的な啓発活動に取り組みました。

県人権センターにおいては、県内における人権啓発の拠点施設として、常設展示や企画パネル展の開催等センター機能を発揮するとともに、人権フォーラム等のイベントの開催や、人権フォトコンテスト、啓発ポスター、人権メッセージの募集等県民参加型の啓発活動を展開し、人権を身近に感じてもらうためのさまざまな啓発活動を実施しました。

市町では、国、人権擁護委員協議会とともに「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を構成し、「人権の花」運動等の横断的な啓発活動に取り組んでいます。また、独自に展開する啓発活動を行っている市町に対して、県と国が財政的な支援を行っています。

人権教育に関して県では、今日までの国際的な人権保障に向けた取組を反映させつつ、これまで取り組んできた「同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育」を継承・発展させるために、平成21年2月に「三重県人権教育基本方針」を改定し、「三重県同和教育基本方針」との一元化をはかり、「人権感覚あふれる

「学校づくり」や「人権尊重の地域づくり」を通して、県全体の人権教育の総合的推進を多様な主体と協働して進めました。

また、平成22年3月には「人権教育ガイドライン」を作成し、人権学習教材「わたし かがやく」とともに活用することにより、「人権感覚あふれる学校づくり」をめざした、学校における人権教育の推進を支援しました。

一方、各学校においては、自ら策定した「人権教育推進計画」に基づき、地域の特性を活かした人権教育を進めるとともに、学校と保護者、地域住民で構成する「人権教育推進協議会」を活用して、地域も巻き込んだ「人権尊重の地域づくり」に取り組みました。

学校教育以外でも、企業訪問による人権啓発や人権講演会等を通じて、企業や団体における人権教育推進の支援を行うとともに、保健・医療・福祉関係者といった人権に関わりの深い職業に従事する人びとにに対して人権研修等の支援を行いました。

【課題】

- 近年の経済情勢の悪化に伴う厳しい行財政下において、より効率的で効果的な人権啓発の実施が求められています。行政組織内での横断的な視点による事業調整や、多様な主体との有機的な協働等により、啓発事業の費用対効果を高める必要があります。
- 県民一人ひとりが、人権課題を自分の問題として考え、自ら行動に移していくよう、参加型啓発等の感性に訴える啓発事業を展開するなど、啓発の質の向上についても、常に工夫を凝らしていく必要があります。
- 「人権教育基本方針」に基づいた学習内容の充実をはかるため、引き続き、カリキュラム研究や教職員の研修用プログラムの開発等、側面的な支援を行っていく必要があります。
- 学校・家庭・地域が一体となって次代を担う子どもが、健やかに育成されるよう、「人権尊重の地域づくり」をより推進していく必要があります。

(3) 人権擁護と救済のための施策

人権が尊重される社会を実現していくためには、人権意識の高揚をはかる一方で、発生した人権侵害や差別事象の被害者に対して、迅速で的確な対応がなされる体制やしくみが整備される必要があります。

そのため県では、人権擁護と救済のための、初期段階で重要な役割を果たす「相談業務」を重視し、多様な主体との連携・協働による相談体制の確立・充実に向けて取組を行いました。

県では、県内の公的な相談機関と連携して相談ネットワークを構築し、相談者が求める情報等を的確に提供するとともに、専門的な相談内容等に対応できる相

談機関への速やかな紹介を行いました。

さらに、身近な地域で迅速な相談対応が行われるよう、県内各地域単位での相談ネットワーク体制の整備に向けて、働きかけを行いました。

また、県の果たす役割として、各相談機関を担う人材の育成・資質向上をはかるため、相談員を対象としたスキルアップ講座を開講し、相談技術の習得やさまざまな人権課題に関する最新の知識の取得ができるよう支援しました。また、相談員意見交換会を定期的に開催し、相談員の相互交流を支援しています。

近年、インターネットの電子掲示板上での差別的な書き込みやプライバシー侵害等に関する相談が急増しています。県では、差別的な書き込み等について定期的な監視（ネットモニタリング）を行い、被害者等への通報や削除請求のための情報提供を行いました。

さらに、今後、市町や団体等がネットモニタリングに取り組んでもらえるよう県内各地域で「ネットモニター養成研修会」を開催し、ネットモニタリング活動を担うリーダーの人材育成に努めました。

児童虐待や高齢者虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）※4事案は、依然として後を絶たず、生命に関わる事件も発生しています。このような深刻な人権侵害の発生防止に向けて、県では、虐待に関する近隣住民からの迅速な情報提供を呼びかけるとともに、市町や支援団体等との密接な情報共有や連携体制の強化に努めています。

人権侵害への対応については、国の人権擁護機関※5において人権侵犯事件に対する調査や具体的な対応が行われていますが、県は、被害者救済の視点からの強制力のある制度的手段を持っていません。

また、対応すべき差別や人権侵害の定義についても、国において統一された判断基準が定められる必要があります。

このため、県では国に対して、実効性がある人権侵害救済制度の早期確立について要望活動を継続してきました。

なお、平成22年6月に、法務省政務三役による「新たな人権救済機関の設置について（中間報告）」が公表されており、国における今後の具体的な動きを注視していく必要があります。

【課題】

- 人権相談が果たす、人権救済上の効果を十分に認識し、県の相談体制の充実をはかるとともに、県内の相談ネットワークが機能するよう、関係機関と一層の情報共有をはかる必要があります。
- 県の広域的、専門的な支援の役割を果たすため、相談員の資質向上等の支援を行うとともに、ネットモニタリング活動等の取組が各地域で展開していくよう、指導的な地域人材を育成していく必要があります。

- 虐待の未然防止に向けて、地域において虐待が早期に発見・通報される体制を確立するとともに、人権相談窓口や一時保護機関等関係機関との密接な情報共有や連携体制の強化等の対策に、これまで以上に強力に取り組む必要があります。
- 人権侵害救済制度の早期確立に向けて、国に対して引き続き、要望活動等の働きかけを行う必要があります。

(4) 人権課題のための施策

個別の人権課題への対応は、個別に策定された基本計画等（以下「関連計画」といいます。）に基づき施策の推進と進捗管理が行われています。

第一次行動プランでは、関連計画の中でも、人権施策を推進していく上で特に密接な関係にある取組について取り上げ、事業の進捗管理と検証を行っています。

個別の取組の成果と課題の検証については、ここでは行わず、第3章『人権課題のための取組』のところで、個々に記述していきます。

※1 隣保館

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事象を総合的に行ってています。

また、隣保館は、「社会福祉事業法」に定められる「第二種社会福祉事業」を行う社会福祉施設の一つとして位置づけられています。

※2 企業の社会的責任（CSR）：Corporate Social Responsibility

企業が収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など市民として果たすべき責任。

※3 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

※4 ドメスティックバイオレンス（DV：domestic violence）

夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・心理的暴力などをいいます。

※5 国の人権擁護機関

法務省、法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の8か所）、地方法務局（法務局所在地以外の府県庁所在地）及び、法務大臣が委嘱した「人権擁護委員」を指します。

5. 人権をとりまく社会環境の変化と新たな課題

近年の世界規模の経済情勢の悪化を受けて、貧困や社会格差の拡大が社会問題として取り上げられました。また、非正規雇用の割合が増加する一方で、公的年金制度等の社会保障のセーフティーネット※1ではころびが顕在化し、暮らしの安全・安心感が大きく揺らいでいます。

身近な地域においても、人と人との絆、人と地域との絆が失われつつあり、他人への思いやりや慈しみの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられます。

このような社会情勢の中、虐待やドメスティックバイオレンス等の発生が増加傾向をたどるとともに、年間3万人を超える自殺者が12年間にもわたり継続するなど、生命に関わる重大な社会問題に対して、速やかな対応が求められています。

また、インターネットや携帯電話の急速な普及に伴い、電子掲示板等での差別的な書き込みやプライバシー侵害等が多発していますが、それらの中でも、プロフや学校非公式サイト等※2を利用する子どもたちが、被害者や加害者となってしまうケースが問題となっています。

これに対して、子どもたちを対象としたネットモラルの学習が行われるとともに、有害なサイトへのアクセスを禁止するフィルタリングサービス※3について、保護者の理解と協力が求められています。

人権教育に関しては、国連において、平成17年から「人権教育のための世界計画」の取組が開始され、平成19年までの3年間で「初等・中等学校制度における人権教育のための取組」が進められました（平成19年に平成21年まで期間延長）。

そして、平成22年からは第2フェーズとして「高等教育における人権教育及び教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者への人権教育」に重点が置かれています。

その他にもさまざま法整備や制度改正、計画策定等が行われましたが、詳細は【表1】のとおりです。

◆表1 第一次行動プラン策定後の法令等の制定状況

年度	国 の 状 況	
	県 の 状 況	
H19	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成19年4月施行） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正（平成20年1月施行） 「男女雇用機会均等法」の改正（平成19年4月施行） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定（平成19年12月） 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（最終改正 平成19年6月）	

	<p>「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定（平成20年1月）</p> <p>「がん対策基本法」の制定（平成19年4月施行）</p> <p>「がん対策推進基本計画」の策定（平成19年6月）</p> <p>「刑事訴訟法」の改正（平成19年12月施行）</p> <p>「ホットライン運用ガイドライン」の改定（平成20年3月）</p> <p>「更正保護法」及び関係法の改正（平成19年6月施行）</p> <p>「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」改正（平成19年4月施行）</p> <p>「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成19年7月）</p> <p>「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」の策定（平成19年10月）</p>
H20	<p>「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」及び「児童福祉法」の改正（平成20年4月施行）</p> <p>「少年法」の改正（平成20年6月施行）</p> <p>「身体障害者補助犬法」の改正（平成20年4月、10月施行）</p> <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（最終改正平成20年5月）</p> <p>「介護従事者等の人材確保のための介護事業者の処遇改善に関する法律」の制定（平成20年5月施行）</p> <p>「国籍法」の改正（平成21年1月施行）</p> <p>「民事訴訟法」の改正（平成20年4月施行）</p> <p>「更正保護法」及び関係法の改正（平成20年6月施行）</p> <p>「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正（平成20年7月施行）</p> <p>「犯罪被害者等の支援に関する指針」の策定（平成20年10月）</p> <p>「犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続きに付隨する措置に関する法律」の改正（平成20年12月施行）</p> <p>「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の改定（平成20年6月）</p> <p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の改正（平成20年6月）</p> <p>「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採決（平成20年6月）</p> <p>「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定（平成21年3月）</p> <p>「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）</p> <p>「みえ障がい者福祉プラン・第2期計画（三重県障害者プラン－第五次行動計画・三重県障害福祉計画－第二期計画）」の策定（平成21年3月）</p> <p>「みえ高齢者元気・かかやさプラン－改訂版（第4期三重県介護保険事業支援計画・第5次三重県高齢者福祉計画）」の策定（平成21年3月）</p> <p>「三重県がん対策戦略プラン（平成17年度～21年度）」の改定（平成20年8月）</p> <p>「三重県自殺対策行動計画」の策定（平成21年3月）</p>
H21	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成21年4月から順次施行）</p> <p>「介護保険法」及び「老人福祉法」の改正（平成21年5月施行）</p>

	<p>「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正（平成21年7月公布～3年以内に施行）</p> <p>「住民基本台帳法」の改正（平成21年7月公布～3年以内に施行）</p> <p>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の制定（平成21年4月施行）</p> <p>「臓器の移植に関する法律」の改正（平成22年1月、7月施行）</p> <p>「肝炎対策基本法」の制定（平成22年1月施行）</p> <p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の制定（平成21年4月施行）</p> <p>「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定（平成22年2月）</p> <p>「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）</p> <p>「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の策定（平成22年3月）</p>
H22	<p>「育児・介護休業法」の改正（平成22年6月施行）</p> <p>「刑事訴訟法」の改正（平成22年4月施行）</p>

※1 セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供する仕組みをいいます。

※2 プロフや学校非公式サイト等

プロフ（プロフィールサイト）は、携帯電話等サイト上に自己紹介ページを作成できるサービスの総称。学校非公式サイトは、児童生徒が、学校が運営する公式サイトとは別に、主として同じ学校に通う生徒間での交流や情報交換を目的に立ち上げた非公式なサイトを指します。

※3 フィルタリングサービス

プロバイダ（インターネットの接続サービス提供者）や携帯電話事業者などが提供するサービスの一つで、未成年者にふさわしくない内容など特定のウェブサイトにあらかじめ接続できないないようにするもの。

第2章 第二次行動プランの取組方向

1. 第二次行動プランのめざす姿と取組方向

第二次行動プランは、基本方針（第一次改定）に示された方向性に従い、第一次行動プランにおける取組の成果と課題等を踏まえて、策定します。

なお、基本方針（第一次改定）に示された基本理念を踏まえて、「めざす姿」である「人権が尊重される社会」について、次のように掲げます。

人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体が互いの役割を理解し、連携・協働しながら人権が尊重されるまちづくりに取り組むことにより、人権尊重社会の実現に向けた活動が主体的に行われています。

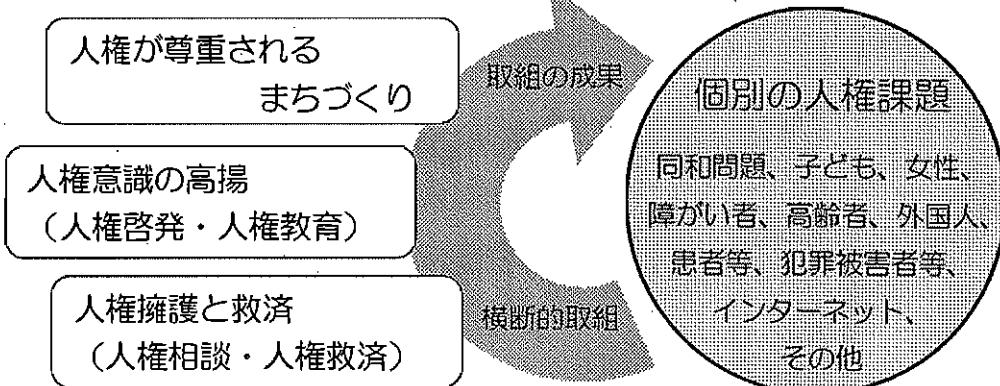
また、差別や人権侵害等に対して、迅速で適切な対応を行う人権相談体制やネットワークが整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

このような「人権尊重社会の実現」のために、県では「人権が尊重されるまちづくり」を施策の基本に据えて、多様な主体と連携・協働して、人権施策の推進に取り組みます。

そのために、県民一人ひとりが、人権課題を自らの問題として考え、自ら行動に移していくよう、参加型学習等の人権啓発・教育を効果的に実施し、人権意識の高揚に努めるとともに、多様な主体との連携による人権相談体制の構築など、人権が擁護される体制づくりに取り組みます。

これらの取組を効果的に連携させ、個別の人権課題の解決をはかっていきます。

◆図5



2. 第二次行動プランの基本的な視点

第二次行動プランにおける人権施策の推進にあたっては、基本方針（第一次改定）に定められた3つの視点に留意して、取り組んでいきます。

（1）当事者への理解の視点

当事者が、自分に向けられている行為等が差別や人権侵害であると気付いていない場合や、その事実を発信することが困難な境遇にある場合など、当事者の置かれている状況に留意する必要があります。

また、精神障がいのある高齢者の介護や、外国籍の子どもへの虐待といった、人権課題が重複している場合は、問題がより深刻化する傾向があります。人権相談においても、相談者の悩み事の原因は単一ではなく、大抵は複数の人権課題が複雑に絡み合っています。

そのため、差別や人権侵害を受ける当事者の思いや意見を聞くとともに状況を把握し、当事者の立場に立って人権施策を推進していくことが重要です。

県では、県人権施策審議会をはじめとして、さまざまな機会を利用して意見交換を行うなど、皆さんからの意見を聴かせていただく場を積極的に設けて、これらの意見を踏まえ、より的確な人権施策の推進につなげます。

（2）協働（パートナーシップ）の視点

人権が尊重される社会を実現していくためには、多様な主体との連携・協力・協働（パートナーシップ）が不可欠です。

人権が尊重されるまちづくりは、行政だけの一方的な働きかけや取組ではなく、県民が自ら参加し、主体的に取り組んでいくものであり、多様な主体が得意とするものを持ち寄り、協力しあって進めていく必要があります。

行動プランでは、県が考える、それぞれの主体に期待される役割や取組について、「みんなの取組」として示し、多様な主体との協働に努めます。

（3）適切な公的支援の視点

行政は、人権施策の推進に参画する多様な主体の「主体性」や「持てる力」を尊重しつつ、適切な支援を行います。

第二次行動プランでは、「推進主体の考え方」について、「新しい時代の公」の考え方方に沿って、次頁のように整理しています。

〈推進主体の考え方〉

【県民一人ひとり】

個人として、地域住民として、団体や企業の構成員として、人権意識の高揚に努力とともに、仕事や暮らしの中のさまざまな活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。外国人住民も県民に含まれています。

【住民組織】

主に地域の住民で構成し、非営利で活動する組織や団体のことをいいます。地域のニーズや課題に基づく活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。

例) 地区自治会、地区子ども会、住民自治協議会、学校PTA など

【NPO・団体等】

非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のことをいいます。社会のニーズ、課題に基づく特定のテーマの活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。当事者で結成する団体なども含まれます。

例) NPO法人、ボランティア団体、法人格を持たないが特定のテーマの活動を行う団体、公益法人、社会福祉法人 など

【企業】

営利を目的とした会社、同業者組合等のことをいいます。社会の一員であると同時に大きな影響を持つことから、製品、サービス等の企業活動や社員の活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。

例) 会社、工場、自営業、商店街振興会組合、業種組合 など

【行政】

国、県、市町のことをいいます。法規や制度等に基づく手続きに沿った活動や事業を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。この行動プランでは、国、県、市町を総じて「行政」として表す場合があります。

行政は、県民が健康的で文化的な生活を享受するために不可欠な最低限の生活を保障するための公共サービスを自ら提供することに加え、新たな役割として、多様な主体によるネットワークのコーディネートを行う役割が求められています。

県では、「新しい時代の公」の理念に基づき、多様な主体とお互いの役割分担について十分に話し合い、対等な立場で連携・協働を進めるとともに、公平・公正の視点を踏まえながら、他の主体に対して適切な支援を行います。

3. 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の期間

第二次行動プランの計画期間は、平成23年度から平成26年度までの4か年とします。

(2) 推進体制

① 県組織における推進体制

県では、人権施策を進める上で基本的かつ重要な事項については、各部の副部長等で構成する「三重県人権・同和行政推進会議」において協議し、全庁的な人権施策の推進を行います。また、この会議の下部組織として「人権特命監等会議」と「県民センター管内人権・同和行政推進調整連絡会議」を置き、本庁及び県民センター内の連絡調整や、横断的・日常的な人権に関する行政課題の解決に向けて取り組みます。

また、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき設置されている「人権施策審議会」は、県の人権施策基本方針の進捗状況やその他人権施策に関する調査・審議を行います。県は、審議会での意見を踏まえて、人権施策の着実な推進に努めます。

② 多様な主体との協働推進体制

28の市町と県から構成される「三重県人権・同和行政連絡協議会」等を活用し、市町と協力・連携しながら人権施策を推進していきます。また、国（津地方法務局）及び三重県人権擁護委員連合会、三重県社会福祉協議会、県で構成する「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」において、啓発活動の総合的な推進に取り組みます。

さらに、県内企業で構成される「三重県人権啓発懇話会」等の既存の推進組織との連携に加え、地域における多様な主体の人権に関する活動へのさまざまな支援を通じて、各主体との対話を深め、新たな協働体制やネットワーク化につなげていけるよう努めます。

(3) 進捗管理

第一次行動プランで取り組んだ、「県事業体系表」に基づく進捗まとめと、「年次報告」の作成・報告・公表による進捗管理を踏襲し、県の人権施策を着実に推進していきます（第1章の3「第一次行動プランの概要」（P4）を参照）。

第二次行動プランでは、進捗管理をより客観的に行うため「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。

【数値目標と目標値の設定】

目 標 項 目(主 指 標)	現 状 値	目 標 値 (平成26年度)
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度(%)	27.8%	32.0%

※ e一モニター(注1)及び県民を対象とした啓発イベントにおけるアンケートにおいて、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合

目 標 項 目(副 指 標)	現 状 値 (平成21年度)	目 標 値 (平成26年度)
地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数(人)	615人	770人
人権イベント・講座等の参加者数(人)	33,820人	36,500人

※ 講師・助言者派遣等の県の支援を得て、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等に参加した参加者数(人権が尊重されるまちづくりの指標から再掲)

※ 人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の参加者の直近4年間の平均値(人権意識の高揚の指標から再掲)

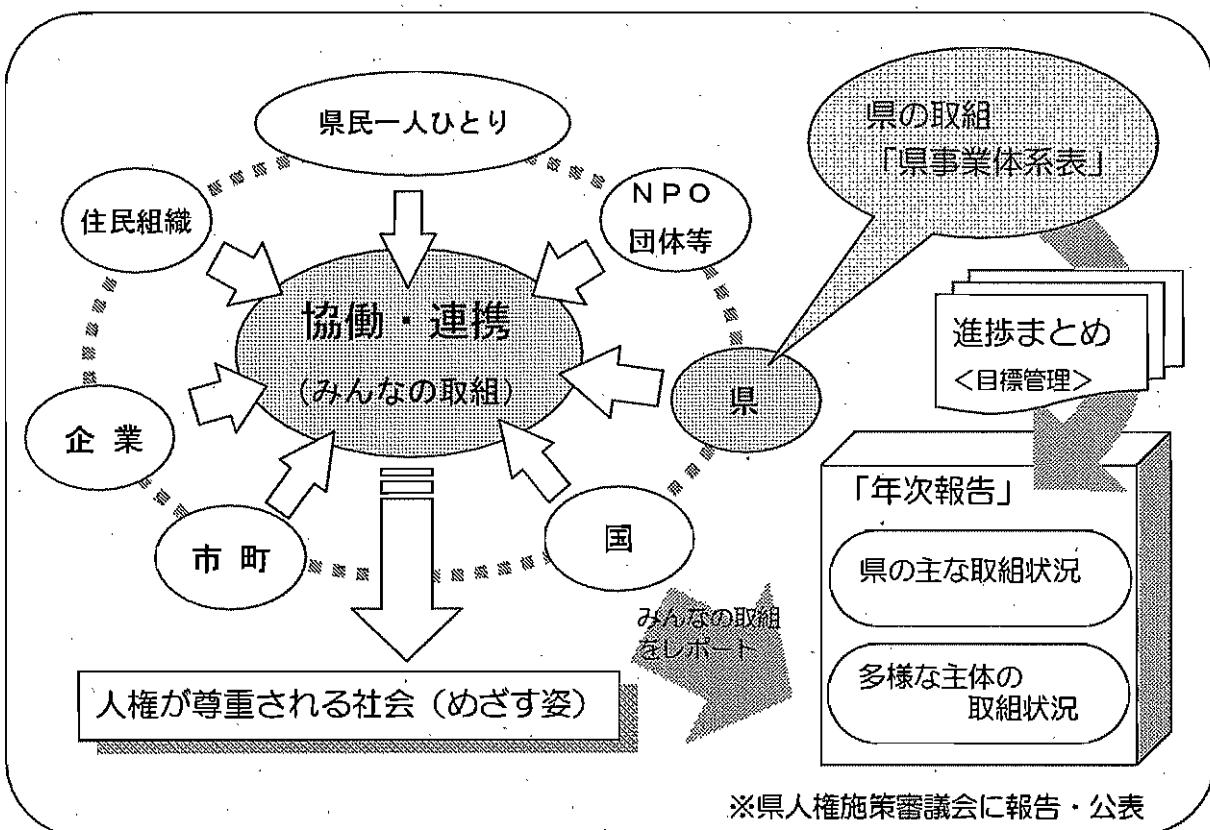
これらの数値目標を達成するには、県民一人ひとりをはじめ、多様な主体が連携・協力して取り組む必要があります。県は、みんなの取組を推進していくために、自ら事業に取り組むとともに、多様な主体に働きかけを行っていきます。

一方、県が実施する事業については、事業を所管する部局が、個別事業毎に自ら年次目標を設定して、目標管理のもと取り組んでいきます。なお、取組の結果は、進捗まとめとして年次報告を行うとともに、人権施策審議会に報告します。

(注1) e一モニター

e一モニターとは、三重県が各種行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う電子アンケートシステムです。アンケートの対象者は、県が選挙人名簿から候補者を、性別、年齢層など属性別に均等かつ無作為に抽出し、募集を行い、これに応募いただいた県民の方々です。

◆図6 「みんなの取組」と「県事業体系表」との関係



4. 施策分野別の取組方向（重点的な取組）

県では、個別の人権課題に対して、各々の法律や計画等に基づいて、それぞれの担当部局が人権施策を展開し、さまざまな取組を行っています。一つの人権課題に関して、複数の部局が関与し、個々に施策を展開していることもまれではありません。

また、複数の人権課題を抱える当事者等に対しては、関係する複数の部局が連携して施策を推進していく必要があります。かつ、協働していくべき他の多様な主体との調整も複雑なものになります。

基本方針（第一次改定）では、これらさまざまな人権施策を、多様な主体とともに総合的に推進していくために、個別の人権課題とは別に「人権が尊重されるまちづくり」、「人権意識の高揚」、「人権擁護と救済」の3つの施策分野を掲げています。

これは、「人権が尊重されるまちづくり」という視点をもって、地域社会における多様な主体との連携・協働のための環境づくりを推進するとともに、「人権啓発」や「人権教育」、「相談」、「人権救済」といった、人権施策における基本的な対応手法について、県組織内外を問わず横断的に推進していく必要性を示しています。

第二次行動プランでは、進捗管理のしくみとして、横断的に取り組む3つの施策分野にかかる「数値目標」を設定し、人権施策の進捗状況を把握していきます。

また、「第一次行動プランの取組成果と課題（第1章の4）」や、「人権をとりまく社会環境の変化と新たな人権問題（第1章の5）」等を踏まえ、より一層の取組を進めていくために、これら3つの施策分野については、特に「重点的な取組」を定め、多様な主体と目標を共有できるよう記載しています。

【「人権施策〇〇〇」の記載方法について】

○ 施策番号について

人権施策は、施策分野で分類した3桁の数字で表示されています（目次参照）。

○ 各施策の構成について

各人権施策は、「めざす姿」、「取組方向」、「みんなの取組」の順に構成されています。

めざす姿：三重県人権施策基本方針（第一次改定）に記載されている「めざす姿」を引用しています。

取組方向：基本方針（第一次改定）の「めざす姿」に向けた「取組項目」を基礎として、計画期間内に取り組む方向を記述しています。

みんなの取組：県民一人ひとりをはじめとして、関係する多様な主体に期待される役割や取組について記述しています。

○ 推進主体の記述について

各取組のタイトルの次に記載されている（ ）には、その取組を推進していく多様な主体が列挙されています。

表記の順序は、特に中心となる実施主体として考えられる主体がある場合は、その主体から記述し、ない場合は「国、県、市町、住民組織、NPO・団体等、企業、その他主体」の順に記述しています。

なお、特に関連がある主体（学校、医療機関等）があれば別に明記しています。

(1) 施策分野1 「人権が尊重されるまちづくり」

【施策の目的：対象と意図】

県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、市町、県などが、協働しながら、人権が尊重されるまちづくりに向けた取組を進めています。

【数値目標の設定】

目 標 項 目	現 状 値 (平成21年度)	目 標 値 (平成26年度)
地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数（人）	615人	770人
「人権の擁護」を活動分野として選択しているNPO数（団体）	144団体	260団体

※講師・助言者派遣等の県の支援を得て、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等に参加した参加者数

※みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体のうち、「人権の擁護」を活動分野として選択している団体数

【重点的な取組】

- 人権のまちづくりが進展している地域については、個別課題へのアドバイザーによる指導・助言等、専門的な支援を行うとともに、それらのノウハウを他の地域に展開していく機会（発表会等）を設けていきます。
- 人権のまちづくりにこれから取り掛かろうとしている地域を対象に、スタート研修等のメニューを充実するなど、人権のまちづくりの県内全域への定着をはかります。
- 市町が設置している隣保館における調査研究事業、相談事業、啓発事業、広報事業、地域交流事業、社会福祉事業等の取組に対して支援を行うとともに、隣保館職員の人才培养・資質向上を支援します。
- 人権尊重の視点に立った企業取組が定着していくよう、ガイダンス（検証基準）等の客観的な自己評価手法を提供するとともに、企業間の交流促進をはかります。
- ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方の浸透をはかるため、子どもたちや施設整備を担う人を中心に、わかりやすく、身近に感じられるような啓発活動を実施します。

【めざす姿】

行政をはじめ、まちづくりにかかわる県民一人ひとり、企業や団体などが、人権尊重の視点に立って活動を行っています。

県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、県、市町などが協働して人権が尊重されるまちづくりを進めています。

【取組方向】**1 県民、企業、NPO等の団体などが人権の視点で活動をするための取組の推進**

- ① 地域に応じた多様な主体のネットワーク活動を通じた人権関係団体、NPO、住民組織等の活動支援（県、市町、企業、NPO・団体等）

人権関係NPO・団体に関する情報を収集し、人権関係団体・NPO・団体等の自主的な活動・研修を促進するための支援を行います。また、「人権のまちづくり」に取り組もうとする住民組織等の現状に応じた研修機会を支援します。

- ② 人権に関する講座を修了した人材を活用した学習会や研修会への支援（県、市町、企業、NPO・団体等）

人権に関する講座を修了した人材について、その活動状況を把握しつつ、引き続き新たな学ぶ機会や学んだことを生かすことができる場を提案するような取組を行い、地域における研修会や人権学習会などへ紹介、派遣する取組を進めます。

- ③ 企業等社会的影響の大きい組織の組織運営、経営に人権の視点が浸透するような取組（企業、NPO・団体等、県、市町）

企業におけるCSRの取組やNPO・団体等における人権の視点に立った組織運営、経営が行われるよう、県内企業等に社会的貢献の考え方や取組を広げ、自主的に策定する行動基準などに人権の視点が浸透するよう人に権研修や人権尊重のための活動を推進します。また、企業間でネットワークの構築をはかり情報交換等を通じて連携を強化していきます。

2 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 多様な主体の協働による人権相談ネットワークの構築（市町、NPO・団体等、人権擁護委員・民生委員・児童委員等、県）

多様な主体の協働による人権相談のネットワークを構築し、安心して相談できるよう体制の充実をはかります。

- ② 地域の状況に応じた多様な主体のネットワークの形成と充実（国、県、市町、企業、NPO・団体等）

地域の状況に応じた県、市町等の行政機関、企業、団体等、多様な主体で構成する人権関係ネットワークにおいて、地域課題の解決に向け情報交換や啓発活動を推進します。

- ③ 人権が尊重されるまちづくりを多様な主体で取り組む仕組みづくりの推進（県、市町、住民組織、NPO・団体等、企業）

・人権尊重のまちづくりを進める団体等による実践を還流する場を設け、行政が県民、企業、団

体等と協働して活動するしくみづくりを進めています。

- ・個々の人権が尊重されるまちづくりに取り組む住民団体やNPOなどへの活動支援として助言者等を派遣します。

- ④ 人権が尊重されるまちづくりを推進するための課題、方向性の検討（住民組織、NPO・団体等、学校、市町、県）
 - ・人権の視点から取り組む住民主体のまちづくりにおいて、県内の地域で共通して必要な取組、環境についての課題、方向性を明確にし、住民主体の取組を推進します。
 - ・人権尊重のまちづくりの活動を行うNPO、団体などの活動を支援する中間支援団体に関する情報を収集し、活動が活発に行われるためにどのような環境が必要であるかについて検討します。
- ⑤ 人権が尊重されるまちづくりの人材育成を行う学びの場づくり（市町、県、NPO・団体等、住民組織、学校など）
 - ・地域の特性に応じた住民主体の活動を推進するため、人権が尊重されるまちづくりを進めいく人材を育てるための地域の学びの場のための環境づくりを進めます。
 - ・特に住民の代表としてまちづくりを行うような人が学んでおくべきことについて、研修を受けることができるよう取り組みます。

3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 次世代を担う子どもたちを中心とした「意識」啓発（県、市町、学校、NPO団体等）

子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるように、また、条例の理念やユニバーサルデザインの考え方の浸透をはかるため、学校等と連携し合いながら、啓発を進めます。

- ② 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有（県）

施設整備を担う事業者、設計者、施工者、施設管理者の皆さんに、ユニバーサルデザインの考え方について理解をいただくとともに、条例の理念について共有をはかります。

- ③ 県民の皆さんに身近なユニバーサルデザインの取組の推進（県、市町、NPO団体等）

だれもが暮らしやすいまちづくりを進めるため、車いす使用者用駐車区画の不適正利用や、視覚障がい者誘導用ブロック上への自転車等の駐輪など、県民の皆さんにとって身近な課題の解決に向け、啓発等の取組を進めます。

- ④ 「わかりやすい情報」を提供するための意識づくり（県）

情報を発信する際の意識づくりとして、カラーユニバーサルデザインの取組や、文書の文字フォントを大きく作成するなどの「わかりやすい情報の提供」のための意識づくりを進めます。

- ⑤ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、不特定多数の人が利用する公共施設の整備の推進（国、県、市町）

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、国、県、市町の公共施設の整備を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

⑥ 高齢者や障がい者が安心して生活できる住居、道路等環境の整備促進（県、市町）

バリアフリー住宅の建設促進や住宅改造の支援を積極的に進めるとともに、在宅介護を含め生活に配慮した住宅の普及を促進するなど、高齢者や障がい者が安心して生活できる住居環境の整備促進に取り組み、リフォーム等の相談に対応できる体制づくりを支援します。また、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号機の整備、導入を進めます。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、日々の暮らし、まちづくりにおいて、さまざまな文化や多様性を認めあい、お互いの人権を尊重しあうように行動することが期待されています。

地域のさまざまな活動にあたっては、人権尊重の視点に立って進めていくことが求められています。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域の多様な活動のなかで、人権が尊重されるような取組を進め、地域の人権尊重の環境づくりを進めることが期待されます。 このような取組を支える人権について学び、活動するための機会をもつことが求められます。
NPO・団体等	人権が尊重される地域や社会のために行動することを目的とするNPO活動が広がることが期待されます。
企業	企業内の社員の人権が尊重される環境づくりをはじめ、企業の活動として、人権が尊重される社会が実現する視点から活動を進めることも期待されます。 また、ユニバーサルデザインの視点からの製品づくりや店舗づくりなど、あらゆる人の立場に立って企業活動を行うことが期待されます。
学校	保護者や地域住民との協働した人権教育の取組を進めることが期待されます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	各市町の活動を支援するため、人権が尊重されるまちづくりに共通する課題解決に向けた取組や研修への支援、コーディネートを行います。
市町	人権が尊重されるまちづくりのための住民の活動を積極的に支え、共に地域課題の解決に向け活動を進めることが期待されます。

人権施策 102

人権尊重の視点に立った行政の推進

【めざす姿】

国、県、市町が、互いに情報共有と連携をはかるとともに、人権尊重の視点に立った行政を進め、人権施策を総合的に推進しています。

国、県、市町は、企業や団体などと協働して、住民が主体となった活動を促進するなど、人権文化豊かな社会づくりを進めています。

【取組方向】

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

① 県組織内の横断的な推進体制による施策の推進（県）

- ・「三重県人権・同和行政推進会議」、「人権特命監等会議」、地域機関における連絡会議等横断的な推進体制を築き、総合的に県の人権施策を推進します。
- ・職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、それぞれの行政分野において適切な対応が行われるよう多様な人権研修を実施します。
- ・人権施策の推進にあたっては事業体系を整備し、年間を通じて進捗管理を行い、年次報告をまとめるとともに、県ホームページ等において公表します。

② 行政の連携・協力と「人権尊重」の視点での取組の推進（国、県、市町）

- ・国、県、市町は、「県民センター管内人権・同和行政推進調整連絡会議」、「地域ネットワーク協議会」など地域における連絡会議や「三重県人権・同和行政連絡協議会」などにより互いに情報を共有し、連携をはかるとともに、啓発等の業務を効率的に進め、総合的に人権施策を推進します。
- ・県、市町は、人権に関する県民意識調査、県民一人万人アンケートなど各種意識調査や統計データを活用することなどにより、幅広い県民の声を行政運営に反映できるよう努めます。
- ・行政機関の職員が、行政施策を「人権尊重」の視点で点検・見直しを進めるとともに、全ての職員が自らの業務を「人権尊重」の視点で執行できるよう取組を進めます。

③ 県に関係する企業や団体での人権尊重のための活動、取組の推進（県、企業、NPO・団体等）

指定管理者や委託等の契約企業、団体等、県の業務に関係する企業や団体等についても、人権を尊重して活動、取組が促進されるような仕組みづくりについて検討します。

2 多様な主体と協働で進める推進体制の構築

① 三重県人権施策審議会での人権施策の検討（県、三重県人権施策審議会）

県は、三重県人権施策審議会に対して、人権施策の推進状況を報告し、課題や取組方向について協議するとともに、その結果を県の人権施策に反映していきます。

② 多様な主体とともに施策を推進するための情報提供と環境づくり（県）

- ・人権施策の進捗状況を年次報告にまとめ、ホームページ等で周知し、幅広く意見を聴取するとともに、人権に関する現状と課題を把握し、多様な主体とともに施策を推進する環境づくりを進め

ます。

- ・県民一人ひとり、企業、住民組織・NPOなどの団体との連携・協働に向けて、必要な環境、体制について、検討を行うとともに、「三重県人権施策基本方針」や人権施策に対する理解を深める広報活動を行っていきます。
- ・人権施策に関する広報、啓発にあたっては、WEBアクセシビリティ（誰にも読みやすいようホームページを作成すること）に配慮するとともに、ふりがなをつけた簡易な資料、外国語への配慮など、誰にも読みやすくわかりやすい説明、資料作成を工夫します。

③ 企業と関係行政機関・諸団体の連携（企業、県、市町等）

- ・企業・関係行政機関・諸団体との連携と相互交流のもとに、明るく活力ある職場づくりと企業等の活性化及び住み良い人権確立社会の実現に資することを目的として設立された三重県人権啓発懇話会との連携を通じて、県内企業への人権啓発を進めます。
- ・企業と市町等が、地域での連絡会活動等を通じて相互に交流し、企業における人権研修や人権尊重のための活動の促進をはかっていきます。

【みんなの取組】

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	すべての施策、業務に人権尊重の視点が浸透するよう行政運営をはかります。国、市町との情報共有、連携、役割分担のもとで、人権施策の推進のために取り組みます。
市町	人権が尊重されるまちづくりのための住民の活動を積極的に支え、共に地域課題の解決に向け活動を進めることが期待されます。 地域に根ざした住民の人権啓発、教育面での取組を進めることが求められます。

(2) 施策分野2「人権意識の高揚」

【施策の目的：対象と意図】

- 県民一人ひとりが、人権課題について理解を深め、人権尊重社会の実現のために主体的に行動しています。
- 児童生徒、教職員等教育関係者、地域住民が、人権に対する理解と認識を深め、問題解決に主体的に取り組んでいます。

【数値目標の設定】

目 標 項 目	現 状 値 (平成21年度)	目 標 値 (平成26年度)
人権イベント・講座等の参加者数(人)	33,820人	36,500人
県人権センターへの来館者数(人)	30,036人	32,000人
人権意識を高めるために市町教育委員会が連携・協働している多様な主体の数(団体)	42団体	145団体
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合(%)	28%	70%

※人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の参加者の直近4年間の平均値

※三重県人権センターの展示室入場者数、図書室利用者数、多目的ホール入場者数の合計
※市町教育委員会が多様な主体と連携・協働している数

※発達段階に応じた人権教育カリキュラムやすべての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的に人権教育カリキュラムを作成している学校の割合

【重点的な取組】

- 限られた行政資源を活用して、多様な主体との連携や、効率的な啓発手法等を工夫して、効果的な人権啓発を実施します。
- 県民一人ひとりが人権課題を自分の問題として認識し、自ら行動していくよう、参加型啓発や感性に訴える啓発事業等を展開します。
- 人権教育基本方針に基づき、「人権感覚あふれる学校づくり」と「人権尊重の地域づくり」を推進し、人権教育の総合的な推進をはかります。
- 人権教育基本方針に基づいた学習内容の充実をはかられるよう、カリキュラム研究や教職員の研修用プログラムの開発等、側面的支援を行います。
- 人権教育ガイドラインを活用し、各学校において人権課題に応じた人権教育が進められるよう、教職員研修等の支援を行います。
- 地域において多様な主体が協働して、人権教育のための人づくりやネットワ

- ークづくりのための推進体制を整備していけるよう支援します。
- 国連における「人権教育のための世界計画」第2フェーズの取組を踏まえ、教員や公務員に対する人権教育の一層の充実に取り組みます。

【めざす姿】

県や市町などは、人権についての正しい知識や情報などを、多様な手段と機会を通して、県民に向けて確実に発信しています。

県民一人ひとりは、これらの知識や情報などについて学習することで、人権問題を正しく理解し、人権が尊重される社会つくりのために行動しています。

【取組方向】**1 効果的な啓発活動の推進**

- ① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発（国、県、市町）

「世界人権宣言」及び人権に関する国際諸条約並びに「人権が尊重される三重をつくる条例」の理念、内容の普及・啓発に努めます。

- ② 人権啓発の機会の充実（国、県、市町）

県民が人権について理解し、身近なものであると感じられることができるよう、参加型研修等の啓発手法の工夫を行うなど、啓発機会の充実に努めます。

- ③ 多様な手法による啓発活動の実施（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

広報紙をはじめ、テレビ、新聞など、広報媒体やインターネットが有する特性を生かし、効果的な人権啓発、広報活動に取り組みます。また、企業やNPO・団体等と連携した、啓発ポスターの貼付や人権フォーラムの開催、ラッピングバスの運行等、より効果的な啓発活動を実施します。

- ④ 人権啓発拠点機能の充実（県）

三重県人権センターは人権啓発の拠点施設として、常設展示、図書室などの機能を有効に活用するとともに、子どもから大人まで幅広く受け入れられる、感性に訴える啓発活動を実施します。

- ⑤ 「差別をなくす強調月間」における重点的な啓発活動の実施（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

「差別をなくす強調月間（11月11日から12月10日）」において国、市町、企業などと連携して、県内各地での街頭啓発やスポット放送などの啓発・広報活動を集中的に行います。

2 多様な主体との協働による啓発活動の推進

- ① さまざまな主体と連携した啓発の実施（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

「新しい時代の公」の考え方にとって、多様な主体がそれぞれの特色を生かし、協働・連携して啓発を行います。

- ② 地域特性を生かした啓発活動の実施（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

地域の特性を生かした啓発活動を実施するため、行政機関・NPO・団体等・企業が連携をはかり啓発活動の実施や支援を行います。

- ③ 隣保館等との連携による啓発活動の推進（国、県、市町）

地域に密着したコミュニティセンターとして位置づけられている、隣保館との連携をはかりながら啓発活動の推進に努めます。

④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援（国、県、市町）

関係機関との連携により企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、啓発冊子等の配布や人権啓発補助金等の活用をはたらきかけることにより、企業及び団体等の人権意識の高揚に努めます。また、人権が尊重されるまちづくりを推進し、人権文化が豊かな地域社会を築くために活動する関係団体が主体的に取り組む活動に対し必要な支援を行います。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、学校、職場、地域社会などで開催される講演会や学習会などに参加し、人権について学ぶとともに、人権に関する身の回りのできごと、ニュースに 관심をもって学ぶことが期待されます。

人権についての学習で学んだことを、人権が尊重されるまちづくりなどの行動につなげていくことも求められます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域の多様な活動のなかで、人権が尊重されるような取組を進め、地域の人権尊重の環境づくりを進めることが期待されます。
NPO・団体等	各々の団体の使命、活動テーマに基づき、多様な人権課題についての現状認識を深めるとともに、幅広く課題や現状を伝える、啓発主体としての活動が期待されます。
企業	人権尊重社会の実現のために、より多くの人に対する広報、啓発への協力などを企業の社会的貢献の一環であると認識し、積極的に行なうことが求められます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、県、市町への支援を行うことが期待されます。
県	人権尊重社会の実現のため、市町の取組に配慮しつつ、啓発物品の作成、各種媒体を通じた広報、各種募集活動など多様な啓発の内容、手段、機会により、人権に関する知識や情報を伝達します。
市町	地域の多様な主体と連携して、市町における人権に関する広報、啓発を進めることが期待されます。

【めざす姿】

人権教育を推進するための多様な教材や手法が開発され、実施体制が整っています。

県民一人ひとりは、学校、家庭、職場など地域社会のあらゆる場で、子どもから大人まで生涯を通じ、発達段階や職業に応じて、人権について学んでいます。

県民一人ひとりは、人権についての学習を通じて、知識とそれを生かすためのスキルを身につけ、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

【取組方向】**1 カリキュラム、教材、手法の開発****① 学校等における人権学習教材の活用（県、市町、学校）**

学校等における人権学習教材の活用をはかるとともに、総合的・系統的な学習カリキュラムづくりを進めます。

② 市町等との連携・協働（県、市町、学校、NPO・団体等）

市町等と協働し、計画的・系統的な住民主体の学習活動が進められるよう支援します。

③ 住民が主体のまちづくりの推進（県、市町、住民組織、NPO・団体等）

住民が主体に実施するまちづくりを進めるために、学習プログラム等を作成し、活用することにより支援します。

2 人材の養成と活用**① 人権教育のリーダー育成（県、市町、学校、住民組織、NPO・団体等）**

学校教職員をはじめとするすべての教育関係者の幅広い見識と資質向上をめざした研修等を行い、人権教育のリーダーの育成を進めるとともに、その活用をはかります。

② 人権が尊重される地域づくりのための人材養成（県、市町、住民組織、NPO・団体等）

人権が尊重される地域づくりを住民主体で実施するための人材養成を行うとともに、地域における多様な資源を活用しながら、推進体制をつくり、人づくり、ネットワークづくりに向けて取組を進めます。

③ 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得（県）

人権施策を推進するため、人権啓発を推進する役割を担う職員等に人権問題解決に必要な専門知識を習得させるとともに、その活用をはかります。

3 自主的学習の促進**① 子どもの主体的な人権学習の促進（国、県、市町、学校）**

子ども自らが、さまざまな人権問題を主体的に考える人権学習を促進するとともに、子どもと人がさまざまな人権問題を話し合う取組を進めます。

② 住民の主体的な人権学習の促進（県、市町、住民組織、NPO・団体等）

子どもから大人まで、さまざまな人権課題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する知

識や情報を届けていけるよう、多様な学習機会を提供します。

4 学校教育における人権教育の推進（人権感覚あふれる学校つくり）

① 「人権教育ガイドライン」を活用した取組の推進（県、市町、学校）

各学校において、「三重県人権教育基本方針」に基づき作成した「人権教育ガイドライン」を活用した取組を進めます。

② 総合的・系統的な学習カリキュラムに基づいた実践（県、市町、学校）

人権教育がすべての教育活動の中で推進されるよう、各学校で総合的・系統的な学習カリキュラムを作成するとともに、実践を評価し、「人権教育推進計画」の不断の見直しを進めます。

③ 学校と保護者・地域住民が協働・連携した取組の推進（県、市町、学校、家庭、住民組織）

学校と保護者・地域住民が人権教育を推進するために、各中学校区や県立学校に設置された「人権教育推進協議会」等を中心に取組を進めます。また、学校におけるプログラムの開発や授業研究、実践交流等に対して地域ぐるみで検証できるよう取組を進めます。

5 社会教育における人権教育の推進

① 保護者・地域住民が協働した取組の推進（県、市町、学校、住民組織、NPO・団体等）

「人権教育推進協議会」などの子どもたちの教育に関わる多様な主体が連携し、子どもと保護者、地域住民等が一緒になって取り組む活動を推進し、その取組を支援します。

② 多様な学習機会の充実（県、市町、学校、家庭、住民組織、NPO・団体等）

家庭教育に関する保護者への学習機会の提供や、社会教育施設を中心に展開される多様な活動に人権教育の視点を根付かせる取組を支援します。

③ 学校における人権教育の成果の活用（県、市町、学校、住民組織、NPO・団体等）

学校での人権教育の成果を地域社会でも活かせるように、地域社会での取組を支援します。

6 企業・民間団体における人権教育の推進

① PTAへの人権教育の働きかけ（県、市町、学校）

PTAに対し、人権教育の必要性を働きかけていきます。

② 企業・団体の人権教育の取組促進（国、県、市町、企業、NPO・団体等）

企業や団体等の主体的な人権教育の取組を促進するため、県作成の啓発冊子の配布や人権啓発補助金等の活用をはたらきかけるとともに、研修講師や教材等の紹介などによる人権研修の支援をはかりながら、人権の視点による活動促進と学習環境整備への支援をはかります。

③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催（国、県、市町、企業、NPO・団体等）

県内の企業及び農林水産商工団体等の役職員を対象とした人権研修会や、公正採用選考等に関する事業主へ向けての各種研修会を開催します。

セクシュアル・ハラスメントについても、これが人権を侵害する行為であるとの認識を企業などに普及啓発していきます。

7 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

① 教育職員等の人権研修の推進（県、市町、学校、NPO・団体等）

人権問題に関する教職員意識調査の結果を踏まえ、学校教職員等教育関係者に対する研修機会の充実をはかるとともに、研修に必要な情報の提供に努めます。

② 県・市町職員の人権研修の推進（県、市町）

県職員の人権問題に関する意識の向上と問題解決に資するため、職員研修の充実をはかるとともに、人権問題に関する県職員意識調査の結果を踏まえた効果的な研修の実施や、市町における職員人権研修等の取組支援に努めていきます。

③ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進（県、NPO・団体等）

医師や看護師などの保健・医療関係者、社会福祉施設の職員やホームヘルパーなどの福祉関係者など、人権にかかわりの深い職業に従事する方に対する人権教育を充実します。

④ 保育関係者への人権研修の推進（県、市町、NPO・団体等）

保育所保育指針に沿い、一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれる人権保育を推進するため研修を実施します。

また、社会の急激な変化の中で、人権保育の推進に関して児童虐待の増加、外国籍児童の増加等の新たな課題が生じてあり、新たな課題に対応した講座を実施します。

⑤ 福祉事務所職員の人権研修の推進（県、市町）

福祉事務所（新任）現業職員の人権問題に関する意識の向上をはかるため、職員研修の充実をはかります。

⑥ 警察職員の人権研修の推進（県）

警察の職務は、人権に深く関わっていることから、人権を尊重した警察活動を推進するため、職員の人権意識の向上に努めます。

⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進（県、報道機関）

人権問題に関する報道機関の影響力に鑑み、報道機関に従事する関係者において人権課題に関する意見交換を行います。

8 人権課題に応じた人権教育の推進

① 「人権教育ガイドライン」を活用した取組の推進（県、市町、学校）

各地域の実状や子どもたちの実態を踏まえ、主体的に創意工夫した取組の充実をはかるため、「人権教育ガイドライン」の活用を進めます。

② 人権学習教材の開発と活用・定着（県、市町、学校）

人権学習教材の活用の促進をはかるとともに、多様な主体と連携・協働をはかりながら、人権教育の推進に係わる指導方法や教材の開発などの研究を進め、情報提供に努めます。

③ 人権課題に対する理解を深めるための研修の推進（県、市町）

各人権課題に対する理解を深めるための研修を通じて、地域においてそれが活かされ、人権が尊重される社会づくりが進むように努めます。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、学校、職場、地域社会などで開催される講演会や学習会などに参加し、人権について学ぶとともに、人権に関する身の回りのできごと、ニュースに 관심をもって学ぶことが期待されます。

人権についての学習で学んだことを、人権が尊重されるまちづくりなどの行動につなげていくことも求められます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域の多様な活動の中で、人権が尊重されるような取組を進め、地域の人権尊重の環境づくりを進めることが期待されます。 このような取組を支えるため人権について学び、活動するための住民向けの機会をもつことや行政等が開催する学習の場への参加を勧めることなどが求められます。
NPO・団体等	人権についての学習を提供する主体として、教材や手法についてのノウハウをもち、地域の多様な主体とともに協働して学びの場づくり、運営が期待されます。
企業	社員の人権教育を進めることが期待されます。 地域社会における人権教育が幅広く提供されるように、社員への広報や社内外の講演会等への協力など企業としてできる協力を行うことが求められます。一方、人権に関わりの深い医師、看護師、福祉施設の職員、マスコミ関係者などは、人権についての正しい知識や情報、人権感覚を身につけることが必要です。
学校	保護者や地域社会の協力も得ながら、個々の学校の課題に応じた人権教育を進めることができます。
家庭	それぞれの機会で人権学習や交流で学んだことなどを家庭内で話し合い、人権が尊重される社会づくりに向けて確かめ合うことが期待されます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、県、市町への支援を行うことが期待されます。
県	市町における人権教育を推進するために、人権教育全般について支援を行います。 県立学校における人権教育を進めます。 県職員、学校教職員の人権研修を充実します。
市町	地域の多様な主体と連携して、市町における人権教育の場づくり、人材育成を進めることができます。 市町立の小中学校における人権教育の推進が求められます。 市町職員、学校教職員の人権研修の充実が求められます。

(2) 施策分野3「人権擁護と救済」

【施策の目的：対象と意図】

県民一人ひとりの人権が、適切に擁護されています。

【数値目標の設定】

目 標 項 目	現 状 値 (平成21年度)	目 標 値 (平成26年度)
「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の受講者で「非常に有意義」と評価した人の割合(%)	63%	70%

※「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の受講者アンケートで、「非常に有意義」と回答した人の割合

【重点的な取組】

- 人権相談が人権救済のための有効な手段であることを認識し、県の相談窓口の充実に向けて、専門的知識や相談技術の習得等、相談員の資質向上に取り組みます。
- 各相談機関の相談員を対象とした「スキルアップ講座」を開催し、専門的知識や相談技術の習得を支援し、相談員の資質向上、人材育成を担います。
- 国、県、市町の行政機関の連携を強化するほか、NPOなどを交えた「相談員交流会」において情報交換を行う等、人権相談ネットワークにおける実効ある支援体制の構築に努めます。
- インターネット上の差別的な書き込みや人権侵害への対応として、ネットモニタリング活動が、地域で自発的に展開されるよう「ネットモニターボランティア養成講座」を開催し、活動の中核となる人材の育成に取り組みます。
- あらゆる虐待の未然防止に向けて、地域における早期発見・通報体制を確立するとともに、人権相談窓口と一時保護機関等関係機関との情報交換を密にし、連携体制を強化していきます。
- 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して引き続き、要望活動を行っていきます。

【めざす姿】

人権に関する相談に対して適切に対応できるように、相談機関相互の連携がはかられ、県民一人ひとりが抱える悩みや問題について、個人情報に十分配慮し、身近で気軽に相談者の立場に立った相談を受けられる支援体制が整えられています。

【取組方向】**① 相談窓口の広報と充実**

- ① 相談内容に応じた適切な相談窓口が利用できるような分かりやすい案内（県、市町、NPO・団体等）

人権に関わるさまざまな相談に関して、適切な相談窓口で相談が受けられるよう、分かりやすい窓口の案内に努めます。

- ② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知（国、県、市町、NPO・団体等）

各種相談機関に関する情報提供を、県の広報誌やホームページ等に掲載するほか、ポスターやパンフレット等を公共施設等に掲示するなど幅広い広報手段を活用して周知を行います。

- ③ 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備（国、県、市町、学校、NPO・団体等、企業）

相談者の身近な地域において、気軽に相談できる環境整備に努めます。

- ④ 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備（国、県、市町、NPO・団体等）

電話やファックス、電子メール等による相談受付や、出張相談等の実施など、場所や時間帯を工夫し、相談者が利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備をはかります。

- ⑤ 相談窓口の専門職員の確保・充実（国、県、市町、NPO・団体等）

各種専門相談窓口における専門職員の確保、充実をはかります。

② 関係機関とのネットワーク強化

- ① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築（国、県、市町、NPO・団体等）

三重県人権センターなどの県、国、市町の行政機関の連携を強化するほか、NPOなどを交えた「相談員交流会」において情報交換を密にし、各種相談機関との連携を充実することにより、実効ある相談、支援体制の構築に努めます。また、法律問題への対応とその解決に向けて、日本司法支援センター（法テラス）との連携をはかり、関係強化に努めます。

- ② 相談ネットワークの構築と重層的な支援体制の構築（国、県、市町、住民組織、NPO・団体等）

相談者の身近な地域での相談体制を充実していくため、相談ネットワークの構築をはかります。また、地域での対応が困難な相談に対して、広域的、専門的機能から補完・支援できる支援体制の構築をはかります。

- ③ 支援体制の整備と地域連携の推進（国、県、市町、住民組織、NPO・団体等）
自殺未遂者、自死遺族等に対して適切な支援が提供されるよう、地域自殺予防情報センターを設置し、情報収集や情報提供、普及啓発、人材育成などを実施するとともに、地域における連携体制の整備を推進します。

3 相談体制づくり

- ① 相談内容の検討（分析）によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり（国、県、市町、NPO・団体等）
人権相談事例の収集・蓄積から、相談内容の検討（分析）を行い、各種相談に対してより適切な対応ができる体制づくりに取り組みます。
- ② 相談員等の資質向上と専門性の確保（国、県、市町、NPO・団体等）
相談窓口における相談員等の資質向上及び専門性の確保をはかり、その機能強化に努めます。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、周りに悩みごとや不安を抱えている人、困っている人を見かけたり、気づいたりした場合には、その人を見過ごすことなく、声を掛けたり、相談にのったりしながら、適切な相談機関につなげていくことが期待されます。
また、いじめや虐待などの行為を発見したときにも、積極的に関係機関に通報するなどの対応をしていくことが期待されます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	各種の活動を通じて、人ととのつながりを強めていくなかで、地域での見守りネットワークの構築など、悩みを抱えている人が孤立しないような地域づくりを進めることができます。
NPO・団体等	地域における身近な相談窓口として、各種相談機関との連携を深めていくことを通じて、その活動の幅に広がりを持つことが期待されます。
企業	各職場において、人権侵害を許さない風土を作り上げていくとともに、職場における人権侵害に対する相談窓口を設置していくなどの対応を行うことが求められます。 また、消費者等からの苦情等に適切に対応するため、お客様相談窓口等における真摯な取組が求められます。

(行政)

国	人権擁護委員制度の充実などの国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
---	---

県	<p>県が設置する各種相談窓口の機能の充実・強化に取り組みます。</p> <p>各種の相談窓口に関して、広報誌や各種媒体を通じて周知の徹底に努めます。</p> <p>市町等における相談窓口の充実に向けた支援を行うとともに、各種相談窓口の連携強化に向けたネットワークの構築などの取組を進めます。</p>
市町	<p>地域の多様な主体と連携して、市町における人権相談ネットワークの構築など、地域における相談体制の充実をはかっていくことが求められます。</p>

【めざす姿】

人権侵害を受けた被害者に対して、行政的、司法的な面から救済のための制度が整備され、幅広く周知されています。

県民一人ひとりは、人権について正しい認識をもち、人権侵害が起ったときに、なすべき行動を知り、適切な対応が行われています。

【取組方向】**① 人権侵害に対するための取組**

- ① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり（国、県、市町、NPO・団体等）

さまざまな分野の人権問題にかかわる人権侵害については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、国、県、市町を中心とする関係機関が連携しながら、プライバシー等を考慮した情報共有、対応がはかれる体制づくりを推進します。

- ② 差別事象に対する関係機関の連携した取組（国、県、市町）

差別事象及び人権侵害が発生した場合には、県、市町、管内法務局、関係機関等が連携しながら、迅速かつ的確な通報体制を整えるとともに、差別事象・人権侵害の発生にかかる現場における的確な取組と、当該事象発生の原因、背景等を分析・検討し、今後の対応策を協議・検討します。

- ③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発（国、県、市町、NPO・団体等）

人権侵害を受けた被害者に対して、心のケアを行う支援を進めるとともに、再発の防止に向けた取組を行います。

- ④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実（国、県、市町、NPO・団体等）

ドメスティック・バイオレンスや児童虐待等について、早期発見と早期対応を推進するため、相談機能の強化とともに、関係機関との連携強化をはかります。

- ⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと発生防止への取組（国、県、市町、学校、NPO・団体等）

学校に、臨床心理の専門的知識をもったスクールカウンセラーを配置し、相談活動等を行う中で、いじめ等の早期発見や発生防止に努めます。また、いじめ等の被害を受けた児童生徒に、心理的なケアや支援を行います。

- ⑥ 犯罪被害者へのケアと生活支援（県、市町、NPO・団体等）

犯罪被害者等への住居の提供や、経済的被害に対する支援等を行うとともに、各種相談やカウンセリングなど精神的ケアによる支援を行います。

- ⑦ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた取組（国、県、市町、NPO・団体等）

インターネットや携帯電話の掲示板における差別表現等の流布状況を、県内にかかるものを中心

に早期発見・把握し、被害の拡大防止に取り組むとともに、今後の取組及び啓発に生かします。また、ネットモニター等の活動の核となる人材を養成し、地域が主体となった取組が行われるよう支援します。

⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり（国、県、市町、NPO・団体等）

各相談機関が相互に連携し、それぞれの専門性を発揮することにより救済をはかります。そのために、相談員の資質向上をはかるとともに、相談機関・団体等のネットワークづくりを進めます。

⑨ 救済制度についての現状把握・情報提供と人権救済のあり方の研究（国、県）

各種救済制度について現状把握を行い、広く情報提供を行うとともに、国や他県の動向を踏まえながら、人権救済のあり方について研究を進めます。

⑩ 人権救済のための法制定に向けた取組（国、県、市町）

国に対して、実効性のある人権救済のための法律制定を求めます。法律が制定された場合、法に沿った人権救済のための取組を推進します。

2 人権侵害への対応に関する啓発と広報

① 救済につながる相談窓口、制度の広報（国、県、市町、NPO・団体等）

人権侵害への対応についての現状把握、情報収集の結果を踏まえ、各種広報媒体を通じて、救済につながるさまざまな相談窓口や制度などを、適切に利用できるように県民向けに広報を進めます。

② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進（国、県、市町、NPO・団体等）

差別事象及び人権侵害の再発防止に向けた啓発を、関係機関が連携をはかりながら推進します。

③ インターネットによる差別表現防止に向けた適正利用のための啓発・広報（国、県、市町、NPO・団体等）

インターネットによる差別表現の実態を把握し内容などを分析し、メディア・リテラシー（※1）やインターネットの適正利用を促すための啓発・広報を進めます。

④ 虐待などに係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり（国、県、市町、NPO・団体等）

ドメスティック・バイオレンスや児童虐待等に関する啓発を推進して、県民の虐待に対する意識を高揚させることにより、地域において虐待が早期に発見・通報される体制を確立します。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、人権について学習し、自分や他人に対する人権侵害を見過ごさない鋭い人権感覚を養うとともに、人権侵害が起こった時に、どうすればよいか知っていて、適切な行動をとることが期待されます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域の住民が困っている場合に、相談できる民生委員や人権擁護委員などの人や市町、県などが開設する相談場所をアドバイスできるような環境づくりが期待されます。
NPO・団体等	住民が困っている場合に相談を受け、住民のニーズを受け止めながら、解決方法を見つける手助けができる活動が期待されます。
弁護士会等民間団体	住民が困っている場合、被害者の救済の視点から適切な窓口や制度の紹介をはじめ、解決のための方法をアドバイスすることが期待されます。団体等の活動内容として紛争解決の助けを行う活動を行っているところについては、広く広報し、利用促進をはかることも求められます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、人権救済を行うとともに、県、市町への支援を行うことが期待されます。特に、人権擁護委員と連携した人権救済のための取組を充実させることや日本司法支援センター（法テラス）が十分機能し、司法による救済制度が利用しやすくなるような取組が求められます。
県	各市町等と協力しつつ、人権相談や差別事象などに対し適切に取り組みます。 また、人権侵害の救済が必要な被害者に対する支援のあり方について、関係機関と協働して情報収集、現状把握を行い、これにもとづく研究、検討を行います。 県民が、人権に関する救済につながる行政、司法のさまざまな相談窓口や制度などを広く、適切に利用できるような広報等の取組を行います。
市町	国や県の機関等と協力しつつ、住民の人権にかかわる問題や差別事象などへ早期にかつ適切に取り組むことが期待されます。 市町における相談体制、関係機関等のネットワークの充実が求められます。 住民が解決手段を見出せるような相談窓口の充実や広報に取組みます。

※1 メディア・リテラシー

メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

第3章 「人権課題」のための施策

基本方針（第一次改定）では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけています。人権施策の推進手法としての視点を持つ、「人権が尊重されるまちづくり」や「人権意識の高揚」、「人権擁護と救済」のための施策については、第2章において取組方向を示しましたが、本章では、「人権課題」のための施策における具体的な取組について述べます。

◆ 「人権課題」のための施策とは

個別の「人権課題」に関する人権施策を構成する県事業の多くは、所管部局が施策目的の達成のために実施しているものであり、すべてが人権施策のために取り組まれているものとは限りません。

そのことを踏まえ、「人権課題」のための施策に掲げられている項目は、これらの取組や事業の中から、人権施策の視点により、取り組むべき課題や重点的に進めるべき項目等として抽出したものとなっています。

さらに、これらの取組等は、「人権が尊重されるまちづくり」や「人権意識の高揚」、「人権擁護と救済」の各視点から、県組織内にあっては組織横断的に、また、多様な主体との関係においては連携・協働により、総合的に推進されることが期待されています。

【めざす姿】

これまでの同和問題の解決に向けた取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、多様な主体が連携しながら、部落差別撤廃に向けた取組が積極的に行われています。

そして、不当な差別を許さない「人権が尊重される社会」を構築する主体として、地域が一体となり、住民自らが人権尊重のまちづくりを積極的に進めています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

県では、多様な主体と協働して同和問題の解決に向けた、さまざまな啓発活動を行ってきましたが、依然として差別事象が発生しており、今後も一層の取組が必要です。その中でも、インターネット上の差別的書き込み等に対応するため、ネットモニタリング事業を実施し、一定の成果が見られました。これを受け、ネットモニタリング活動が地域に展開していくよう、「ネットモニター・ボランティア養成講座」を開催して、地域人材の育成に努めていますが、引き続き支援が必要です。

隣保館運営に対して財政的支援を行うとともに、隣保館職員を対象とした研修会や「相談員スキルアップ講座」の開催等、職員の資質向上を支援しました。今後も隣保館への支援を通じて、調査機能や相談機能等の充実をはかる必要があります。

人権教育においては、平成21年2月に「三重県人権教育基本方針」を改定し、「三重県同和教育基本方針」との一元化をはかりました。平成22年3月に策定した「人権教育ガイドライン」を活用し、部落問題を解消するための教育が推進されるよう、支援を行っていく必要があります。

【取組の方向】**① 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進****① 同和問題に対する正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動の推進（国、県、市町、企業、住民組織、NPO・団体等）**

同和問題に対する県民の理解と認識を深め、差別を「しない、させない、許さない」ということを人びとの心に訴えていくため、また、同和問題を単に知識として理解するだけでなく、意識の変革がはかられ、家庭、地域、職場などで具体的な取り組みができるよう啓発活動を推進します。また、マスメディア関係機関等との連携のもと、すべての人が人権を尊重しあうような気運を高めるための、有効な啓発活動を展開します。

② 各地域において進める日常生活に根ざした啓発活動の展開（国、県、市町、住民組織、NPO・団体等、企業）

同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、基本的人権の尊重という視点から、多様な主体が連携し、地域の交流をはかりながら、地域の実状に応じた啓発活動を推進します。

③ 行政職員などをはじめ地域の人材養成の推進（国、県、市町、住民組織、NPO・団体等、企業）

啓発の推進に大きな役割を果たす、人材の養成等については、県職員などの行政職員をはじめ、

企業、各種団体、地域のリーダーなどに対して、地域で活動しようとしている人のサポーターとなれるように体系的な研修の実施に努めます。

- ④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の推進（企業、国、県、市町）
企業等に対して、就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考がはかられるように働きかけるとともに、そのなかで、就職後においても部落差別など差別のない個人の人権が尊重される職場環境の整備に向け、企業等での主体的な研修が行われるように促します。
- ⑤ 差別事象への対応と啓発への活用（国、県、市町）
同和問題をはじめとする差別事象については、行政、関係機関などが連携し、時代の変化に伴い発生する事象への対応を含め、問題点を明らかにし、解決に向けた取組を今後の啓発などに生かすように努めます。
- ⑥ 「えせ同和行為」※1排除に向けた取組（国、県、市町、NPO・団体等）
えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、国、県、関係機関などが、情報交換をはじめ、その対応及び啓発などについて協議を行い、連携を密にしながら取組を進めます。

2 同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展（県、市町、国、学校、家庭、住民組織、NPO・団体等）
学校教育においては、子ども一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、部落問題を解決するための教育の充実に努めます。
- ② 実践力の向上をめざした教職員や指導者の研修・育成（県、市町、国、学校、住民組織、NPO・団体等）
学校における推進状況等の実態把握をすすめるとともに、教職員の積極的な姿勢の確立と実践力の向上をめざした研修の充実に努めます。また、推進のための指導者の育成をはかります。
- ③ 社会教育における住民による主体的な活動支援（県、市町、国、住民組織、NPO・団体等）
社会教育においては、住民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるため、住民による主体的な活動ができるよう支援します。
- ④ 学校、家庭、地域の連携した推進体制の充実（学校、家庭、住民組織、NPO・団体等、県、市町、国）
学校や地域で、同和問題の解決に向けた教育を推進するため、校種を越えた連携を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携した推進体制の充実をはかります。

3 同和問題の解決に向けた自己実現のはかれる社会環境づくり

- ① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進（国、県、市町、住民組織、NPO・団体等）
同和問題をはじめとする人権啓発をより推進するため、隣保館が、地域社会全体の中で住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティーセンターとして十分機能が果たせるよう、隣保館が行う相談、広報・啓発、地域交流などの各種事業を促進します。

② 子どもたちの健全育成のための取組（県、市町、国、家庭、住民組織、NPO・団体等）

子どもたちの健全育成及び子育て家庭への支援のため、保育の充実などをはかります。

③ 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組（県、市町、国、企業等）

就労の機会確保に向け、公正採用選考システムの確立がはかられるよう「公正採用選考人権啓発推進員」の設置促進を行うとともに、推進員に対する研修などの取組を通じて、採用後においても、個人の人権が尊重され安心して勤務できる環境整備に向け取り組みます。

また、就労促進等のための技能習得支援を進めるとともに、小規模事業者に対する経営指導により、経営の改善をはかります。

4 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進（国、県、市町、NPO・団体等）

三重県人権センターを拠点とした相談機関のネットワークの推進により、人権問題に関する相談機能の充実をはかります。

② 隣保館における相談活動等の支援推進（県、市町、国、NPO・団体等）

地域における相談体制等の強化をはかるため、隣保館が行う生活相談、社会福祉等に関する総合的な活動の支援に努めます。

③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応（国、県、市町、NPO・団体等）

インターネットによる差別表現の広がりを防止するため、モニタリング体制の充実に努めながら、把握した内容などを分析し、インターネットの適正利用を促すための取組を進めます。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、自らが人権尊重社会実現の担い手であることを認識し、同和問題について正しく理解するとともに、地域のなかで主体となり、同和問題の解決に向け、人権尊重のコミュニティづくりの推進のために行動していくことが期待されます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域のなかでの交流を促進し、さまざまな交流・文化的事業等を通じ、同和問題の解決をはかるため、住民一人ひとりが尊厳をもった個人として尊重されるまちづくりに向けて進めていくことが期待されます。 また、隣保館等で開催されるこれらの事業や学習の場への参加を進めることなどが求められます。

NPO・団体等	同和問題の解決のため、県民向けの啓発活動、学習の機会の提供とともに、地域のニーズを的確に捉え、生活上の各種相談事業や、社会福祉等に関する多様な取組を進めていくことが期待されます。
企業	就職の機会均等を確保するために、公正な採用選考がはかられるように取り組むとともに、同和問題をはじめとする人権問題の解決をはかるため、企業における主体的な研修、教育を進めることが求められます。
学校	児童・生徒が同和問題を正しく理解し、同和問題の解決に取り組んでいけるよう、学校における学習の内容や指導方法の工夫・改善、及び児童・生徒の仲間づくりを引き続き進めることが期待されます。 また、学校と家庭との連携をはかりながら、家庭においても学習機会の充実が求められます。

(行政)

国	同和問題の早急な解決を国の責務とした「同対審答申※2」の精神を踏まえて、社会構造の変化や、地域における課題の多様化という視点を捉えながら、基本的人権を尊重していくための、教育、啓発を積極的に推進していくとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	同和問題についての正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会づくりを推進するため、多様な方法で啓発活動を実施するとともに、行政職員研修や、県民を対象とした講座の開催など、同和問題解決に向けた取組を進めます。 また、三重県人権センターを拠点とした啓発活動の推進とともに、同和問題をはじめとする人権問題に関する相談機能の充実のため、相談機関のネットワークの推進をはかり、多様な主体との連携により、協働した取組を行います。
市町	身近な課題を取り上げたり、さまざまな人のふれあいを通じて、人権意識が高まるような活動を行うことが期待されます。 隣保館等においては、同和問題をはじめとする人権問題の解決をはかる拠点施設として取り組んできた経緯を踏まえ、住民一人ひとりが尊厳をもった個人として尊重される新たなコミュニティづくりの拠点としていくことが求められます。

※1 えせ同和

「同和問題はこわい。できれば避けたい。」という誤った意識を利用して、何らかの利権を得るために、企業や行政機関等に「ゆすり」や「たかり」等をする行為です。

※2 同対審答申

昭和40年8月11日、国の「同和対策審議会」が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対して行った答申。「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にしました。

【めざす姿】

学校、家庭など地域社会が連携を深め、子どもたちとともに学び、ともに遊ぶなかで、すべての県民は子どもが権利の主体として尊重される存在であることを理解し、人権を擁護しています。

子どもは、自らの意思が尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

県では、平成20年4月から「こども局」を設置し、多様な主体との連携・協働により、すべての子どもの育ちと子育て家庭を見守り、支えることのできる地域社会づくりに取り組んできました。

子どもの主体的な活動を企業や個人の応援など地域全体で支える「みえのこども応援プロジェクト」等を推進する中で、子どもが本来持っている「育つ力」を育み、支えていく地域づくりに取り組みました。さらに、子どもの育ちを支える地域づくりを進めるため、「三重県こども条例（仮称）」の制定に向けた取組を進めています。また、子育てに関する相談や情報提供等を行う「地域子育て支援センター」への支援を行うとともに、地域の子育て支援関係者的人材育成や、ネットワークづくりにも取り組みました。

また、児童虐待の未然防止のため、虐待の早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携強化に努めるとともに、市町における要保護児童対策地域協議会※1の運営支援を行ってきましたが、重篤な児童虐待事件の発生を踏まえ、必要な改善に取り組む必要があります。

【取組方向】**① 子どもの権利に関する啓発、理解の促進のための取組**

- ① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実（学校、NPO・団体等）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※2を人権学習教材として活用し、子ども、教育関係者、保護者などがともに学習する機会を設けます。

- ② 企業や地域等とともに取り組む子育て、子どもの育ち支援の充実（県、市町、NPO・団体等、企業）

子どもや子育て家庭を社会全体でささえる気運の醸成、取組の促進に向けて、企業や地域など多様な主体の参画による社会貢献活動の活性化をはかります。また、県では子どもの育ちを支える観点に立ち、子どもの権利条約にうたわれている4つの権利を基本的な考え方とする「三重県こども条例（仮称）」の制定に向けて取り組んでおり、この条例の制定された後にはこれに沿った取組みを推進します。

③ 児童虐待に対する啓発活動の充実（国、県、市町、NPO・団体等）

被虐待児童の早期発見、早期対応のため、地域における支援体制を強化推進するとともに、「子どもを虐待から守る条例」にもとづき、虐待防止についての関心と理解を深める啓発を行います。

2 人権を尊重し、子どもの主体性をはぐくむ保育、教育の推進

- ① 三重県教育振興ビジョン、三重県人権教育基本方針等にもとづいた人権文化の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進（県、市町、学校、幼稚園）
平成21年度に改定した「三重県人権教育基本方針」に基づき、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性などに関わる人権問題を自らの課題としてとらえ、人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てます。また、一人ひとりの自己実現につながる進路・学力保障に取組みます。
- ② 三重県人権保育基本方針等にもとづいた豊かな人間性がはぐくまれるような保育の推進（県、市町、保育所）
一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性がはぐくまれるよう「三重県人権保育基本方針」及び「三重県同和保育基本方針」にもとづき人権課題にかかる研修を行うとともに、家庭環境に配慮を要する児童が多い保育所に加配保育士を配置し、きめ細かい健康管理や保護者への指導援助を行うなど人権保育を推進します。
- ③ 「人権教育推進計画」にもとづく人権教育の推進（学校）
各学校で策定した「人権教育推進計画」に則った実践を進めるとともに、実践を評価し、計画の不断の見直しを進めます。
- ④ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実（県、市町、学校）
地域の関係者との連携により発達障がいに対する理解促進をはかります。また、発達障がい児の早期発見に努めるとともに、一人ひとりの児童に合った途切れのない支援を行います。

3 子どもの権利擁護のための取組

- ① 家庭や地域住民と学校、児童相談所などの関係機関による連携の強化および相談体制のネットワーク化に向けた取組（県、市町、学校、家庭）
家庭や地域住民と学校、児童相談所、警察などの関係機関との連携を強化するとともに、カウンセラーの配置、学校、児童相談所、児童養護施設、医療機関、警察などによる相談体制のネットワーク化をはかり、児童虐待や不登校等、さまざまな生活背景を持つ子ども一人ひとりの課題に対応します。
- ② いじめをなくす取組（国、県、市町、学校）
いじめなど子どもの人権に関わる問題を解決するため、個性や差異を尊重する意識や態度の育成をめざす学習を進めます。また、「いじめ実態調査」等をもとに現状を把握し、早期に対応していくことにより被害児童・生徒のケアと、再発防止に取り組みます。
- ③ 被虐待児童の権利擁護の充実と自立支援の取組（県、市町、NPO・団体等）
医療機関等からの通報体制の強化や、児童相談所、市町、警察等関係機関が連携し、相談体制の充実に努めるとともに、里親制度の活用促進など児童の居住環境の改善に取り組みます。また、情緒障害児短期治療施設において、被虐待児童への精神的ケアに取り組むとともに、自立援助ホーム※3において施設退所後の自立支援を行います。

4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進（県、市町、学校、NPO・団体等）

子育ての悩みについての相談窓口を整備充実するとともに、学校や地域がともに子育てを支えるための施策を一層進めます。

② 学校と地域等の連携による活動への支援及びネットワーク化に向けた取組（県、市町、学校、NPO・団体等）

地域と連携したボランティア活動を積極的に支援し、子どもの安全で安心な学習環境を整備するとともに、学校間やNPO・団体等によるネットワーク化をはかります。

③ 子どもの健全育成のための環境づくりの推進（県、市町、学校、家庭、NPO・団体等）

青少年にとって有害な環境を浄化するため、青少年健全育成条例に基づく立入調査活動を行います。また、インターネット上の有害情報や犯罪トラブル等を回避するため、「青少年ネット被害・非行防止事業」にかかる出前講座等を実施し、啓発に努めます。

④ 「学校非公式サイト」等、インターネット上の人権侵害への取組の充実（県、市町、学校、NPO・団体等）

児童・生徒や教職員にインターネットに関するメディア・リテラシーやモラルに関する教育を推進するとともに、「学校非公式サイト」等におけるインターネット上の人権侵害、誹謗中傷等の書き込みを調査し、問題解決に向けて関係者が連携してその対応に取り組みます。

⑤ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実（県、市町、企業等）

地域社会の中で、子どもがさまざまな体験を通じて、幅広い人間性や自身の将来を切り拓く力を身に付けていく機会の提供を支援します。

⑥ 地域社会と行政が連携した子どもが健やかに育つための環境づくり（県、市町、学校、家庭、NPO・団体等、企業）

企業などの協賛や地域の支援を得て、子どもの活動や思いの発信を行う「みえのこども応援プロジェクト」の仕組みと活動を定着させ、子どもの育ちを支えることのできる地域づくりをめざします。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、子どもとともに学び、ともに遊ぶなかで、子どもを理解し、子どもが権利の主体として、心身ともに健やかに育つ環境となるよう、学校、家庭などの地域社会と行政が協力して、保護・支援していく取組を行うことが期待されています。

子どもは、一人ひとりが自分の意見を述べることができるなど、豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動することが期待されています。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域の多様な活動をとおして、子どもが家庭や地域で安心して生活できるような環境、子どもが持っている力を発揮して育つことのできる地域社会づくりを進めることができます。
NPO・団体等	子どもが権利の主体として認められ、安心して家庭や地域などで暮らしていくための多様な支援、サービスの提供主体となることが期待されます。
企業	出産、子育てがしやすい職場環境の整備を進めることも求められています。
学校	子ども一人ひとりが子どもの権利について理解を深め、自ら主体的に行動し、成長できる学校環境、教育実践が求められています。
PTA	学校、家庭、地域などで子どもが権利の主体として認められ、安心して暮らすことができるよう、学校と家庭との連携・協力が円滑に行われるための取組を行うことが期待されます。
家庭	子どもが家族の一員として尊重されるような家族関係を築くことが期待されます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	「三重県教育振興ビジョン」、「三重県次世代育成支援行動計画」などにもとづき、子どもとその家族が、安心して生活できる環境のもとで、子どもをはぐくむための多様な支援、サービスの提供を進めるため、県独自の事業、市町や関係団体等への支援、協働した取組を行います。
市町	地域の多様な主体と協力、協働して、子どもが安心して、豊かに暮らす、成長していくような地域社会づくりを進めることができます。市町として提供すべきサービスや支援を的確に行っていくことも求められます。

※1 要保護児童対策地域協議会

被虐待児童などの要保護児童に対し、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、支援を行っていく組織。

※2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989年の国連総会で採択、1990年に発効。日本は1994年に批准。主に子どもの「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの権利を保障するものとなっています。

※3 自立援助ホーム

児童養護施設などの施設を退所した児童に対し、生活指導や就業支援などを行い、児童の自立を支援していく施設。

【めざす姿】

県民一人ひとりが、個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を十分に発揮することができる機会が確保され、生き方や価値観などをお互いに尊重しあいながら、社会の対等な構成員として、あらゆる分野でともに参画しています。

女性があらゆる暴力から守られ、人権が尊重される環境のもとで一人ひとりの個性と能力を十分発揮しています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

就業や起業、ボランティアなど女性の社会参画を支援する拠点として、平成19年6月、四日市市内に「みえチャレンジプラザ」を開設し、国のマザーズサロン等と連携しながら、キャリアカウンセラーによる相談や情報提供などの支援を行いました。

男女共同参画センター「フレンテみえ」において、啓発事業を進めるとともに、相談事業を実施しました。市町に対しては、男女共同参画に関する基本計画の策定を呼びかけてきましたが、まだ未策定の市町があります。

仕事と家庭の両立支援や次世代育成支援に積極的に取り組む県内企業に対して知事表彰を行い、広く紹介を行いましたが、被表彰企業にとって、さらにインセンティブが働くようしなしくみづくりが必要です。

ドメスティック・バイオレンス(DV)に関しては、「県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を平成21年3月に改定し、DV防止ネットワークの構築や啓発、被害者及びその家族への支援等にも取り組みました。

【取組方向】**① 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進****① 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた支援（県、市町、住民組織、NPO・団体等、企業）**

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程へ共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりを推進します。県では審議会等委員など県の政策・方針決定過程への女性の登用を推進します。

② 市町、民間企業、団体などでの女性登用についての理解促進に向けた啓発の推進（県、市町、NPO・団体等、企業）

市町や民間企業、団体等においても政策・方針決定過程への女性の登用の促進について理解と協力が得られるよう啓発を進めます。また、女性のエンパワメントを促進する取組を進めます。

③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に関する理解の促進（県、市町、NPO・団体等、企業）

農林水産業や商工業等における方針決定の場へ女性の参画を進めるため、関係機関の理解促進をはかります。また、女性リーダーの育成や能力向上に向けた支援を行います。

④ 女性の社会参画支援の推進（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

「みえチャレンジプラザ」において、意欲のある女性等の就業をはじめとした社会参画を支援します。また、県内各地域においても社会参画支援に関する情報提供や助言等を行います。

2 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進（国、県、市町、NPO・団体等）

社会に根強く残っている「男は仕事、女は家庭」という考え方などの、性別による固定的な役割分担意識を是正し、家庭、地域、職場などで男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直しを促すため、啓発・広報活動を充実します。

② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実（国、県、市町）

性別による固定的な役割分担意識を是正し、人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域などあらゆる分野において、生涯を通じて、男女共同参画を推進する教育・学習を充実します。

3 男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

① 家庭・地域・職場におけるバランスのとれた生活への支援（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはかるため、男女が共に育児、介護、家事などを担うという社会的気運の醸成に向けた啓発を行うとともに、育児や介護等に関する各種サービスについての相談対応・情報提供を充実します。

② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法に関する普及啓発を行うとともに、男女共同参画を進めている企業等を表彰するなど、企業の取組を支援します。

③ 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

雇用の場において、男女がともにセクシュアル・ハラスメントを受けることのないよう啓発を進めるとともに、相談窓口の充実をはかります。

④ 育児・介護期の労働者に対する支援（国、県、市町、NPO・団体等、企業）

男女がともに育児・介護休業制度を活用できるよう、制度定着に向けた啓発を進めます。育児・介護等の理由による離職者には、再就職に当たって総合的な支援を行います。また、多様なニーズに応じた子育てや介護の支援の充実をはかります。

⑤ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進（国、県、市町）

農林水産業については、農山漁村におけるパートナーシップ指標※1に基づき、家族経営協定※2の締結促進等に取組みます。また、商工業については、商工団体の女性部等への活動支援を通じて、女性の経営参画を促進します。

⑥ 性に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組（国、県、市町、学校）

避妊、性感染症に関する知識の普及など、性に関する正しい知識の教育、普及・啓発を行うとともに、安心して安全に子どもを生み育てることができるよう健康支援を充実します。

4 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくり

- ① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実（国、県、市町、NPO・団体等）
性犯罪、売買春、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメントなどの身体的、性的、心理的なものを含むあらゆる暴力から女性を守るために、女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）、警察、国、県、市の福祉事務所等の行政機関、司法、女性の保護・支援にあたる社会福祉施設等関係機関が相互の情報収集を行い、相談支援体制の充実をはかります。
- ② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組（国、県、市町）
DVをはじめとする女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成をはかるとともに、こういった暴力が人権侵害であるとの認識を普及するために啓発を行います。また、若年層の暴力を防止することが、将来的なDVの未然予防にもつながるものとして、「デートDV」※3防止のための啓発等を推進します。
- ③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進（国、県、市町、NPO・団体等）
配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）をはじめ保健・福祉・医療・警察・NPO等の関係機関相互の連携を強化しながら、相談や心理的支援、被害者等への自立支援を行い、必要に応じて一時保護や施設入所等の支援を行います。また、被害者に同伴する子どもの支援にも努めます。
- ④ 性・暴力表現など、人権尊重や男女共同参画を阻害する環境のは正に向けた啓発の推進（国、県、市町）
人権尊重や男女共同参画を推進する視点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等の防止に向けた取組を推進します。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、家庭や地域で、個人としての尊厳を重んじ、男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、性別により差別することなく、生き方や価値観などをお互いに尊重しあって暮らしていくことが期待されます。

また、男女が互いに尊重しあいながら、共に個人の個性と能力を十分發揮していく社会の実現に向けて自分でできることに取り組む姿勢も求められます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域の多様な活動のなかで、男女が家庭や地域でともに尊重しあいながら、性別による差別的扱いを受けることなく生活できるような地域づくりを進めることができます。

NPO・団体等	男女共同参画社会の実現、女性の権利を守り、安心して地域や家庭、施設などで暮らしていくための多様な支援、サービスの提供主体となることが期待されます。 行政機関などと協力して、男女共同参画社会の理念や女性を暴力から守り、支援し、理解を広めるための啓発活動を行うことも求められます。
企業	女性が働きやすい雇用環境の整備や人権教育を進めるとともに、セクシュアル・ハラスメントについては、相談窓口を設置するなどの対策を進めることが期待されています。
家庭	男女の固定的役割分担の意識にとらわれることなく、家族の一人ひとりの生き方を尊重しあうような家族関係を築くことが期待されます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	「第2次三重県男女共同参画基本計画」にもとづき、男性と女性が社会の対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現と女性があらゆる暴力から守られ、安心して地域や家庭などで暮らしていくための多様な支援、サービスの提供を進めます。 男女共同参画社会や女性の人権への理解を広めるための啓発活動を行います。
市町	地域の多様な主体と協力・協働して男女が地域におけるさまざまな分野にともに参画し、自分らしく、豊かにくらしいけるような地域づくりを支援することが求められています。 地域の特性に応じて、男女共同参画や女性の人権尊重に向けた啓発を行うとともに、情報提供などさまざまな支援を進めることができます。

※1 農山漁村におけるパートナーシップ指標

県が農山漁村において男女共同参画を推進するための環境づくりの一環として目標を数値化して定めたもの。女性農業委員、家族経営協定締結農家等について目標を設定。

※2 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、農業経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等について、家族間の話し合いにより取り決めて、明文化したもの。

※3 デートDV

同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。

【めざす姿】

障がいのある人もない人もすべて同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、障がいのある人自らが生きていくことに誇りをもち、夢や希望を抱くことができる社会、地域でともに暮らす共生社会が実現しています。

また、住み慣れた地域で暮らしたいと願う障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを身近に受けられる環境のなか、自分らしい豊かなくらしをつくるために、地域のなかで社会参画しながら、生き生きとした生活を送っています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

身体・知的各障害者更生相談所を統合して、障害者相談支援センターを設置し、ネットワークの構築や人材育成研修、エンパワメント研修を実施する等、県内全体の相談支援の充実や地域自立支援協議会※1の活性化をはかりました。

障がい者の雇用支援のため、障害者雇用アドバイザー等を活用して事業主への啓発等を行うとともに、「ゴールド人材センターみえ※2」による取組等を進めましたが、障害者雇用率はまだ低い水準にあり、さらなる取組が必要です。

成年後見制度※3の利用促進をはかるため実務研修を実施するとともに、障がい者の権利擁護委員会を設置して、普及活動や権利擁護システムに関するあり方を検討しました。今後、障害者権利条約の批准に向けた国の動きを注視し、的確に対応していく必要があります。

精神障がい者の地域移行に向けて、社会的入院の解消のためのハンドブックを作成し、啓発に努めるとともに、医療及び保護等の適正実施に取り組みました。今後は、居場所の確保等、当事者への支援が課題となっています。

【取組方向】**① 障がいに関する理解を深めるための啓発活動の推進****① 啓発・広報活動の推進と精神障がいに関する正しい知識の普及（国、県、市町、NPO・団体等）**

障がいに対する正しい理解と障がいのある人の人権についての認識を深めるように、市町や関係団体と連携し、各種広報や集会などの機会を利用して、県民の意識の啓発・広報活動を進めます。

特に、精神障がいに対する誤解や偏見が、精神障がいのある人の社会での自立や就労の促進、福祉サービスの充実などの大きな阻害要因となっていることから、県民に対する正しい知識の普及や地域住民との交流などを通じて啓発に努めます。

② 障がいに関する人権・福祉教育の推進（国、県、市町、学校、NPO・団体等）

これからの中社会を担う子どもたちが、障がいや福祉に関する正しい理解を深められるように、学校における児童生徒の発達段階に応じた人権教育・福祉教育を充実するとともに、ボランティア体験活動の機会を充実するなどのボランティア教育を推進します。

また、障がいのある児童生徒に開かれた学校とするように環境の整備を進めます。

2 地域社会での自立・生活支援の促進と環境つくり

① ニーズに対応したサービスを提供できる福祉サービス基盤の整備（国、県、市町、企業、NPO・団体等）

重度・重複障がいも含め、障がいのある人ができるかぎり住み慣れた地域社会の中で生活していくように、一人ひとりの障がいのある人のニーズに対応したサービスを提供する地域生活支援体制の確立と日中活動の場の確保及びグループホーム、ケアホーム※4等居住の場の確保を支援していきます。

② 施設が持つ機能の地域生活支援に向けたサービスの充実（国、県、市町、施設）

障がいのある人が施設で自立訓練や機能訓練、居住支援サービスを必要に応じて受けられるよう支援に取り組みます。

③ 障がい者の社会参加が促進される基盤づくり（国、県、市町、公共施設管理者）

障がいのある人がさまざまな社会活動に参加できるよう、社会参加の促進に向け、その障壁を取り除くとともに、積極的なIT活用に向けた支援や、施設や移動・交通におけるバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

また、障がいのある人が生き生きと充実した生活を送れるよう、スポーツ・文化活動への参加機会の充実など、活動範囲と参加可能性の拡大に取り組みます。

④ 虐待防止など障がい者の権利擁護に対する取り組みの強化（国、県、市町、NPO・団体等）

福祉サービスの利用者の人権の擁護や虐待の防止に向けて、福祉サービス提供者に対する研修や、虐待防止に向けたシステムの構築に取り組みます。

また、福祉サービス等が本人の自己決定の尊重のうえに適切に受けられたり、日常生活を営むうえでのさまざまな契約行為や財産管理が適切に行えるよう、成年後見制度の利用促進などの権利擁護のためのしくみづくりを進めます。

⑤ 障がいのない人と共に働く社会の実現及び障がい者の就労の促進（国、県、市町、企業、NPO・団体等）

障がいのある人の働く意欲と能力や適性に応じて雇用の場を確保し、障がいのない人と共に働く社会の実現をめざします。また、職業訓練や職場実習の機会の提供、福祉的就労と多様な働き方の支援などによる就労の促進や、就労後のサポート体制の充実などの就労定着に向けた支援の取組を進めます。

⑥ 学校教育における特別支援教育の充実（県、市町、特別支援学校※5）

発達障がいを含め、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに的確に対応していくとともに、特別支援学校における相談支援体制の充実や、教員の専門性の向上、教育施設の整備などに取り組みます。

3 精神保健福祉の推進

① 精神保健相談の充実（国、県、市町）

精神障がいのある人の日常生活において生じるさまざまな問題について、市町・保健所・これらの健康センターが連携した相談体制の充実に努めます。

② 利用者的人権に配慮した精神科医療の確保（国、県、市町、病院）

地域において精神障がいのある人が安心して暮らせるように、24時間精神医療相談をはじめとした精神科救急医療システムを運用していきます。

また、入院している精神障がいのある人の人権に配慮した精神科医療の確保については、入院時の告知制度、精神医療審査会※6、任意入院制度の趣旨などを徹底していきます。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、障がいのある人もない人もすべて同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、ともに暮らしていくような地域社会のために、自分にできることを考え、行動していくことが期待されます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域の多様な活動のなかで、障がいのある人が家庭や地域でともに生活できるような環境づくりを進めることができます。 特に、災害時に地域に暮らす障がいのある人を地域として支援することについて、日頃から検討しておくことも求められます。
NPO・団体等	障がいのある人が、「自分らしい豊かなくらしをつくる」ために、安心して地域や家庭、施設などで暮らしていくための多様な支援、サービスの提供主体となることが期待されます。 行政機関などと協力して、障がいのある人や、障がい自体に対する社会における理解を広めるための啓発活動を行うことも求められます。
企業	障がい者雇用を進めるとともに、社内の働く環境整備や人権教育を進めることができます。
学校	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する学校環境および教育の充実が求められます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	「三重県障害者プラン」及び「三重県障害福祉計画」にもとづき、障がいのある人が、「自分らしい豊かなくらしをつくる」ために、安心して地域や家庭、施設などで暮らしていくための多様な支援、サービスの提供を進めるため、県独自の事業、市町や関係団体等への支援、協働した取組を行います。 障がいのある人や、障がい自体に対する社会における理解を広めるための啓発活動を行います。

市町	<p>地域の多様な主体と協力、協働して、障がいのある人が自分らしく、豊かに暮らしていけるような地域社会づくりを進めることが期待されます。</p> <p>障がいのある人に対する市町として提供すべきサービスや支援を的確に行っていくことも求められます。</p>
----	---

注：「障がい」の表記について

県では、平成19年6月から、公文書や広報誌等で使用する「障害」の表記を「障がい」と表すこととしています。「障害」の表記における「害」という漢字のマイナスの印象と、これを不快に思う皆さんの思いに配慮していく必要があると考えました。

県は、障がい者施策を推進するにあたって、障がいのある人もない人も、ともに暮らすことができる社会を築くため、当事者の思いを大切にして取り組んでいくことが重要であると考えており、表記の変更に止まることなく、本来の取組の充実や障がいを理由とした差別をなくすことなどについて、県民一人ひとりに理解いただけけるよう努めています。

第二次行動プランでは、「障がい」の表記に関する取扱方針に沿って、法令、条例等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合等を除き、「障がい」の表記を用いることとしています。

※1 地域自立支援協議会

市町が、相談事業をはじめとするシステムづくりに関し、中心的役割を果たす協議の場として設置します。

※2 ゴールド人材センターみえ

働く意欲があっても障がいのため一般就労が困難な障がい者のために、本人の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を提供することにより、障がい者の自立と社会参加を支援するもので、これを障がい者の授産活動等を行う社会福祉法人等に委託して行う事業。

※3 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようになるなど、これらの人を不利益から守る制度。

※4 グループホーム・ケアホーム

障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

※5 特別支援学校

障がいを持った子どもについて、手厚く細やかな教育を行うために設けられている学校。平成19年度から、従来の「盲学校」(視覚障がい)、「聴学校」(聴覚障がい)、「養護学校」(知的障がい、肢体不自由、病弱者等)が特別支援学校に一本化されています。

※6 精神医療審査会

精神障がい者の人権擁護の観点から、医療保護入院の届出、措置入院・医療保護入院の定期病状報告書、退院・処遇改善について、定期的に審査を行います。精神保健指定医、法律関係者、学識経験者で構成されます。

【めざす姿】

家庭や地域社会においては、高齢者との交流の場を大切にし、一人ひとりが、人生の最期まで個人として尊重され、生きていることの尊さを共感しあい、互いを認めあう人間関係ができています。

そして、すべての人が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解しています。

また、すべての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

介護保険施設の整備に関しては計画に基づき推進してきましたが、高齢者の尊厳あるケアの実現に向けて、在宅サービスとのバランスも考慮していく必要があります。

認知症※1の高齢者とその家族の支援を目的としたモデル地域での先駆的な取組の実践や、認知症サポーター※2養成講座の開催等、認知症の正しい理解について普及・啓発に努めました。

地域ケア※3体制の中核となる「地域包括支援センター※4」の機能充実のため、地域の職能団体や市町等と協働し、職員を対象とした研修会を実施するともに、地域包括支援センター連絡会議において、ネットワークづくりや情報交換を進めました。

また、高齢者虐待の相談窓口となる地域包括支援センター職員が専門的な支援を必要とする場合に、地域ごとの三重弁護士会や三重県社会福祉士会に相談ができる体制を整備しました。高齢者虐待の件数は年々増加傾向にあり、未然防止に向けた取組の強化が求められています。

【取組方向】**① 健康で生きがいをもって生活できる社会環境の整備**

① 高齢者を敬う心の醸成と老いや介護に関する正しい理解の普及（国、県、市町）
学校教育において、高齢者との交流やボランティア活動等を推進します。

また、子どもを含む地域の全ての住民を対象にした地域福祉教育推進事業において、介護・福祉職場におけるボランティア活動や職場体験等を盛り込むなど、ボランティア活動の推進をはかります。

さらに、認知症になっても、周りの理解や支援によって、住みなれた地域において安心して暮らし続けるよう、認知症サポーターの養成への取組を強化するとともに、小中学校における認知症教育を推進していきます。

② 文化、スポーツ、地域活動などの多様な活動へ参加するための環境整備（国、県、市町、学校等、NPO・団体等）

高齢者が生き生きと充実した生活を送れるように、文化、スポーツ、地域活動など多様な活動に

参加できるようにします。また、学校等の教育の中で、高齢者と積極的に交流し、共に学習していきます。

高齢者がさまざまな社会活動に参加できるよう、施設や移動・交通におけるバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

③ 健康づくり活動の展開と効果的な介護予防事業の実施（国、県、市町、NPO・団体等）

高齢者が健康づくりに取り組めるように、健康づくり活動を展開して高齢者の健康への関心を高めていきます。また、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業の実施を支援します。

④ 継続雇用の積極的な推進と多様な雇用、就業の促進（国、県、市町、企業）

再雇用制度※5等により、65歳までの継続雇用を積極的に推進します。

また、就労を希望する高齢者に職業能力開発の支援や研修を行うとともに、長年にわたって得た知識や技能を活用できる就業やシルバー人材センター事業の充実など、高齢者の多様な雇用、就業の促進をはかります。

2 介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実とその家庭への支援

① 地域ケア体制の確立と介護保険サービス提供基盤の整備の促進（国、県、市町）

高齢者が安心して地域や自宅で暮らし続けるため、医療・介護・福祉等が連携した地域包括ケアを促進します。また、中重度の要介護者の増加に対応するため、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めています。

② 認知症総合対策の推進（国、県、市町、NPO・団体等）

認知症への対応として、予防から医療・ケア・見守り相談といった総合的な対策を継続するとともに、新たに若年者認知症への取組を進めています。

③ 福祉人財の安定的確保（国、県、市町、NPO・団体等）

介護・福祉への理解を深め、新規人財の参入を促進するとともに、介護職員等への研修の充実をはかり、意欲の高い介護職員に成長の機会を確保し、福祉人財の定着を図ります。

3 高齢者的人権に配慮した社会環境の整備

① 高齢者虐待の防止と適切な対応（国、県、市町、事業者）

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係機関の連携強化等の体制整備をはかるとともに、必要な支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上をはかります。

② 質の高い介護サービス提供への取組（国、県、市町、事業者）

福祉サービスの利用者が質の高いサービスを適切に選択できるよう、事業者支援、情報公表、事故対応、適正化事業を推進します。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、高齢者との交流の場を大切にし、高齢者に対する偏見をなくし、高齢者一人ひとりが尊厳ある生活を送ることができるよう、身近な高齢者との

関わりのなかで、自分にできることを考え、行動していくことが期待されます。

特に、介護の必要な高齢者と暮らす家族にとって、近所の人などからの声かけやちょっとした心遣いが、精神的な支援となることがあるという認識をもつことなども求められます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	<p>地域の多様な活動のなかで、高齢者が家庭や地域で尊厳ある生活を送ることができるような環境づくりを進めることができます。</p> <p>特に、自治会などでは、災害時に地域の一人暮らしの高齢者を地域として支援することなども、日頃から検討していくことも求められます。</p>
NPO・団体等	<p>高齢者が、安心して地域や家庭、施設などで暮らしていくための介護をはじめとする多様な支援、サービスの提供主体となることが期待されます。</p> <p>行政機関などと協力して、介護の必要な高齢者の家族等への精神面をはじめとする多様な支援を内容とするNPOの活動なども求められます。</p>
企業	希望する高齢者が豊かな経験や知識を生かして働き続けられるよう高齢者雇用について進めることができます。
学校等	子どもたちが、身近な高齢者との交流などによって、高齢者の気持ちを大切にし、老いや介護等についても正しく理解できるような教育機会をもつことが期待されます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	<p>「三重県高齢者福祉計画」、「三重県介護保険事業支援計画」にもとづき、高齢者が安心して地域や家庭、施設などで暮らしていくための多様な支援、サービスの提供を進めるため、市町や関係団体等への支援、協働した取組を行います。</p> <p>高齢者の権利擁護のため、県としての施策を進めるとともに、市町の取組を支援します。</p>
市町	<p>地域の多様な主体と協力、協働して、高齢者が自分らしく、豊かに暮らしていくけるような地域社会づくりを進めることができます。</p> <p>高齢者に対する市町として提供すべきサービスや支援を的確に行っていくことや高齢者の権利擁護のための取組を進めていくことが求められます。</p>

※1 認知症

一旦正常に発達した知的機能が、脳の器質的な障がいにより低下したり、失われたりすること。記憶力、思考力、判断力等の障がいが見られ、知覚・感情・行動の異常を伴うことが多い。

※2 認知症センター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。各市町等が実施する「認知症センター養成講座」を修了した者。

※3 地域ケア

住み慣れた自宅や地域において最期まで安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、さらにはインフォーマルサービスを、有機的に結びつけて、切れ目なく提供すること。また、住宅政策とも相まって、高齢者の地域生活全般を支援すること。

※4 地域包括支援センター

平成17年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務として、①地域包括支援ネットワークづくり（地域に、総合的・重層的なサービスネットワークを構築すること）、②総合相談支援・権利擁護（高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。また、虐待防止など高齢者の権利擁護に努めること。）、③介護予防ケアマネジメント（介護予防事業・予防給付が効果的・効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行うこと。）、④包括的・継続的ケアマネジメント支援（高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること）があります。

※5 再雇用制度

継続雇用制度（事業者が雇用している高年齢者を希望に応じて定年後も引き続いて雇用する制度）の一種で、定年に達した雇用者を一旦退職させた後、再び採用する制度。

【めざす姿】

外国籍を持つ県民が、教育、医療、労働等の生活に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観などが尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

外国人と日本人が、互いに文化や習慣、価値観の違いなどの文化背景の多様性を認めあい、ともに地域の一員として、尊敬しあい、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らしやすい社会づくりを進めています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

外国人住民のコミュニケーションに関する課題の解決に向けて、FM放送やホームページで外国語による行政・生活情報を提供するとともに、市町等と連携して日本語支援ボランティア活動にかかる研修会を開催し、人材育成に努めました。

また、外国人住民のための多言語による相談や法律相談窓口を設置するとともに、行政窓口等で通訳がいなくても事務対応ができるよう「指差し会話集」を作成・普及する等、支援を行いました。さらに、日本での職業を案内する多言語ツール「外国人の子どもにむけたキャリアガイド」を、市町とともに作成し、将来の自立に向けた支援を行いました。

しかしながら、近年の経済状況の悪化に伴い、外国人住民に対する就業支援が喫緊の課題となっており、就業に結びつけるための日本語研修や、外国人住民アドバイザーによる専門的な相談会を開催しました。

また、外国人住民の子どもが将来、社会の構成員として、ともに生活していくことができるよう支援することが大切です。このため就学の状況を把握し、不就学※1の状況となっている家庭への就学案内等の取組をさらに充実させる必要があります。また、学校に対しては、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等を通じて、学校生活への適応や、日本語で学習する力（学習言語としての日本語能力）の習得を支援しました。

【取組方向】**① 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進****① 多文化共生への環境づくり（国、県、市町、住民組織、NPO・団体等、企業）**

- ・国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して、啓発を行います。

- ・東海3県1市と地元経済団体が協力して策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」※2が普及されるよう、企業等へ働きかけを行います。

② 國際理解教育及び國際理解等に関する啓発の推進（国、県、市町、学校等、NPO・団体等）

外国人と日本人が、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、

学び合い、相互に協力する雰囲気を育み、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解教育及び国際理解等に関する啓発を一層進めます。

- ③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進（国、県、市町、学校等、NPO・団体等）
外国人住民が、日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景、現状等についての学習・啓発を進めます。

2 外国人住民の社会生活における支援の充実

- ① 外国人労働者への支援の充実（国、県、市町、企業）
・法令等の規定に基づき事業主に対して、外国人労働者の労働条件の適正化をはかります。また、相談体制を充実し、労働に関するトラブルを未然に防止するとともに、労働委員会等のあせんや裁判所の労働審判等を紹介するなど、外国人労働者を支援します。
・失業した外国人労働者に対して、日本語学習機会の提供や各種制度の情報提供等、就業に結びつくよう支援を行います。
- ② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備（国、県、市町）
外国人が地域で安心して生活するためには、疾病等の予防とともに、円滑に医療を受けられる環境の整備が重要です。そのため、保健、医療、医療保険等の制度やしくみを周知し、外国人住民が利用しやすい環境づくりを促進します。
- ③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実（国、県、市町、NPO・団体等）
多言語による生活情報をインターネット上に掲示するなど、外国人が地域で安心して生活できるよう情報提供の充実をはかります。また、相談事業についても弁護士・行政書士等による専門相談を行うなど、より一層の充実をはかります。
さらに、外国人住民とのコミュニケーションの促進をはかるため、日本語学習機会の提供ややさしい日本語の普及を行います。
- ④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援（県、市町、住民組織、企業、NPO・団体等）
多様な主体が連携（居住支援協議会）して、外国人住民の住居確保のための情報提供等の支援を行います。また、外国人住民が、地域の生活ルールを学ぶ機会を増やし、地域住民との相互理解が促進されるよう働きかけます。
- ⑤ 外国人住民への防災に関する支援（県、市町、住民組織、NPO・団体等）
災害発生時に備えて、外国人住民への防災啓発や災害情報伝達体制の整備、被災した外国人住民を支援するボランティアの育成などの支援を行います。

3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

- ① 外国人住民による行政への参画の促進（国、県、市町）
外国人住民の意見を行政に反映させていくため、外国人住民の各種審議会委員等への登用等、さまざまな機会をとらえ外国人の意見を行政に反映させやすいしくみをつくっていきます。
- ② 外国人児童生徒への教育支援（国、県、市町、学校）
・市町教育委員会や学校等と連携して、初期適応指導の充実をはかります。また、外国人児童生

徒が在籍する学校等への巡回指導員の派遣や、電話等による教育相談窓口を設置するなどの支援を行います。

- ・就学に関する情報不足や保護者の不安定な生活環境等のさまざまな理由で、外国人児童生徒が不就学等とならないよう取り組みます。
- ・多言語ツール「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」や先輩たちのメッセージを紹介する「キャリアガイドDVD～可能性は無限大～」を活用し、外国人児童生徒の進路支援を行います。

③ 学習内容・方法及び教材の開発・普及、研修の充実（国、県、市町、学校等、NPO・団体等）

外国人児童生徒への日本語指導や国際教育等に関する学習内容・方法及び教材の開発・普及、研修の充実に努めます。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、外国人も日本人も同じ地域社会の構成員として、互いに文化や習慣、価値観等を尊重し合いながら、ともに地域のための活動等に参画していくことが期待されます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	<p>地域の多様な活動のなかで、外国人住民が家庭や地域でともに生活できるような環境づくりを進めることが期待されます。</p> <p>特に、地域に暮らす外国人住民には、言葉の問題等があることを前提に、災害時をはじめ、生活上のさまざまな問題について、地域として可能な支援を行うことも求められます。</p>
NPO・団体等	<p>外国人住民が、安心して地域や家庭等で暮らしていくための通訳サービス、相談事業等各種サービスの提供主体となることが期待されます。</p> <p>行政機関等と協力して、外国人や多様な外国の文化や価値観に対する理解を広めるための啓発活動を行うことも求められます。</p>
企業	<p>外国人労働者の人権に配慮した働く環境の整備や、地域社会参画の支援、人権教育を進めることも求められています。</p>
学校等	<p>外国人児童生徒が、生き生きと学び、生活していくような学校環境の整備、教育の推進が期待されています。</p> <p>特に、語学上の問題を抱える児童生徒への支援や本人が自国の文化等に触れる機会をもつことを尊重するとともに、周りの児童生徒にも理解を深める機会を意識的にもつこと等が求められています。</p>

(行政)

国	<p>国全体の施策推進の考え方に基づき、また人権に関するさまざまな条約や人権をめぐる国際的な動向に配慮し、国としての取組を進めるとともに、県、市町への支援や連携・協働による取組を行うことが期待されます。</p> <p>特に、外国人の権利を擁護し、参画の権利行使することができるような制度や仕組みの構築等、環境の整備を進めることが求められます。</p>
県	<p>「三重県国際化推進指針」に基づき、外国人住民が、安心して地域や家庭等で暮らしていくための各種サービスの提供を促進するため、多様な主体との連携・協働による取組を進めます。</p> <p>外国人とその文化や価値観等に対する県民の理解を広めるための啓発活動を行います。</p>
市町	<p>地域の多様な主体との連携・協働により外国人と日本人が、ともに、自分らしく、豊かに暮らしていけるような地域社会づくりを進めることができます。</p> <p>そして、外国人住民に対して市町が提供すべき行政サービスを的確に行っていくことも求められます。</p>

注：外国人に関する表記について

本行動プランは、「外国人」の対象に、一時的に滞在する外国人も含めています。また、「県民」には、「外国人住民」を含めており、「外国人住民」という言葉には、外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても文化的な背景やルーツが外国にある人（国際結婚により生まれた人や日本国籍取得者等）も視野に入れて使用しています。

※1 不就学

義務教育の就学年齢にある子どもが、公立学校等および外国人学校のいずれにも就学していないこと。

※2 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海地域（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）の経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでもらうとともに、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備などにも自主的に取り組んでいただく契機とするため、地元経済団体の協力を得て、平成20年1月に策定されました。

人権施策 407

患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）

【めざす姿】

医療現場において、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われています。

県民が病気について正しく理解し、患者（元患者）の人権が尊重されています。

患者（元患者）への支援体制が整備され、患者（元患者）が安心した生活を送っています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

患者本位の医療の促進のために、医療従事者に対して患者の人権に関する研修を行うとともに、「県医療安全支援センター」等において、医療に関する相談対応を行いました。また、平成20年1月に「県がん相談支援センター」を開設し、がん患者やその家族を対象とした相談・支援対応を行っています。

HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等に関する正しい知識の普及や啓発活動を、多様な主体と連携して実施し、病気に対する誤った知識からの偏見が取り除かれるよう取り組みました。

ハンセン病元患者については、名誉回復のため啓発等に努めるとともに、定期的な訪問・里帰り事業を実施し、安心して暮らしていくよう支援を行いました。

難病患者については、「県難病相談支援センター」において患者やその家族への相談対応や情報提供を行うとともに、難病患者の就労支援も行ってきました。

治療等にかかる個人負担の重みや、病気について周りの人に理解されないことの苦しみ等、当事者の置かれた状況を十分に認識し、一層の取組を進めていく必要があります。

【取組方向】

① 患者本位の医療体制づくりの推進

① インフォームド・コンセントの推進（医療機関）

患者が医師との信頼関係にもとづき納得したうえで治療が受けられるように、医師が患者に診療の目的や内容等について適切な説明をする「インフォームド・コンセント」や、主治医の診断、治療方針に対して他の医師に意見を求める「セカンドオピニオン」の取組を促進します。

② 切れ目のない医療提供体制の充実（県、市町、医療機関）

県内において、がんをはじめとした各地域連携クリティカルパス※1の円滑な運用及び、病病連携、病診連携の推進により、県内における安心・安全かつ切れ目のない医療体制提供の充実をめざします。

③ 診療情報の開示の促進（国、県、市町、医療機関、NPO・団体等）

診療録（カルテ）等の診療情報の開示を促進します。

④ 医療情報の提供による医療機関の適切な選択の支援（県、医療機関）

県民一人ひとりが自ら医療機関を選択できるよう、インターネット等を活用して県民にとってわかりやすい医療機能情報や救急医療情報提供を進めます。

⑤ 医療従事者への啓発の推進（県、医療機関、NPO・団体等）

患者本位の医療の普及啓発の観点から、医療従事者に対して、人権に関する研修を行います。

2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

① エイズ・HIV感染に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進（国、県、市町、NPO・団体等）

世界エイズデー、HIV検査普及週間等の取組を通じて関係機関等が連携して、エイズ・HIV感染についての正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進（国、県、市町、NPO・団体等）

ハンセン病についてのパネル展を開催するなど、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

③ 難病※2に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進（国、県、NPO・団体等）

難病患者やその家族の不安の解消をはかり、難病についての正しい理解の普及・啓発に努めます。

3 医療・生活支援体制の充実

① 医療相談体制の充実（国、県、市町、医療機関、NPO・団体等）

患者の医療に関するさまざまな悩みや不安に応えるため、医療相談体制の充実に努めます。

② エイズ相談・HIV検査体制及び患者への医療・社会生活支援の充実（国、県、市町、医療機関）

感染の心配のある方には無料・匿名での相談・検査を保健所で実施します。また、エイズ治療拠点病院の医療体制の充実や社会生活支援に努めます。

③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援（国、県）

ハンセン病元患者が療養所においても安心して暮らしていくよう、定期的な訪問、里帰り事業などさまざまな支援活動を実施します。

④ 難病患者への医療・生活支援（国、県、市町、NPO・団体等）

難病患者には、三重県難病相談支援センターや保健所等において、病気に関するさまざまな問題や悩みの相談支援や情報提供を行うとともに、家庭訪問・患者交流会や講演会などを実施し、地域における支援体制の充実に努めます。また、県難病相談支援センターでは、難病患者の就労支援にも努めます。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、医療機関の機能・役割を正しく理解し、医療従事者との信頼関係のもと、自ら選択した適切な医療サービスの提供を受けます。

また、病気に対する正しい知識を持つことで、病気に対する偏見をなくし、患者等の人権を尊重するよう行動することが期待されます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
NPO・団体等	患者とその家族が、安心して地域や家庭、病院などで暮らしていくための身の回りの世話、家事支援など多様な支援、サービスの提供主体となることが期待されます。 行政機関などと協力して、患者の家族等への精神面をはじめとする多様な支援を内容とするNPOの活動なども求められます。
企業	難病患者等の雇用等を進めることも求められます。
医療機関	個々の医療現場において、患者本位の医療体制づくりを進めます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	患者本位の医療体制を築くとともに、患者が、安心して地域や家庭、病院などで暮らしていくための多様な支援、サービスの提供を進めるため、県独自の事業、市町や関係団体等への支援、協働した取組を行います。
市町	市町立の病院において患者本位の医療体制を築くための取組が求められます。

※1 地域連携クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て早期に地域に帰れるように診療計画を作成し、診療にあたる複数の医療機関で共有します。各医療機関が役割分担を決め、あらかじめ患者に説明することで患者が入院から地域に帰れるまで安心して医療を受けられることができるようになります。

※2 難病

厚生労働省が指定した特定疾患の総称。厚生労働省が1972年に定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病としています。

【めざす姿】

犯罪被害者とその家族等が、自らが受けた精神的・身体的・経済的被害等のさまざまな負担を克服し、権利と利益を擁護されるための制度、社会環境が整っています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

県は、公益社団法人「みえ犯罪被害者総合支援センター」と協働して、犯罪被害者やその家族等の人権擁護に関する啓発活動を実施するとともに、犯罪被害者等を対象とした相談対応を行いました。また、自助グループ等と連携し、犯罪被害者等への活動紹介を行うとともに、被害者のニーズ等について聞き取り、施策への反映に努めました。

DV被害者の公営住宅への入居の配慮など、行政や関係団体等が横断的に支援を行う体制づくりを整備するとともに、これらの犯罪被害者等が利用できる、さまざまな支援内容を冊子にまとめ、市町や関係機関等に配布しました。

犯罪被害者等の人権問題について、犯罪被害者週間を中心に、啓発活動を展開しました。

犯罪被害者等は、犯罪による精神的苦痛だけでなく、身近な人の不用意な言葉による二次的な精神的ダメージも受けることから、公益社団法人「みえ犯罪被害総合支援センター」において、専門的なスタッフを配置して相談にあたっています。

【取組方向】**1 犯罪被害者等の権利や利益の保護をはかるための総合的な施策の推進****① 関係機関相互や民間団体との連携推進（国、県、市町、NPO・団体等）**

犯罪被害者等の権利や利益の保護のため、公的機関の連携はもとより、公益社団法人「みえ犯罪被害者総合支援センター」をはじめとする民間団体との協働により総合的に進めます。

② 相談窓口の充実と広報の実施（国、県、市町、NPO・団体等）

犯罪被害者等からの相談を受け付ける各種相談窓口の充実をはかるとともに、公的機関及び、公益社団法人「みえ犯罪被害者総合支援センター」をはじめとする民間団体との連携をはかり、県民に広く広報を行います。

③ 犯罪被害等の早期軽減（国、県、市町、NPO・団体等）

犯罪被害者等が将来にわたって深刻な精神的打撃を被ることを防ぐとともに、犯罪被害者等の受ける苦痛を緩和することにより犯罪被害等からの立直りを促進するため、犯罪被害者等の支援を関係機関や民間団体と連携し、犯罪被害の発生直後から継続的におこなわれるようします。

2 犯罪被害者等の人権問題について幅広い啓発活動の推進**① 幅広い啓発と情報提供（国、県、市町、NPO・団体等）**

犯罪被害者等の人権問題について、幅広い啓発活動や支援に関する情報提供を推進し、犯罪被

害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようになるとともに、犯罪被害者等に対する相談窓口の充実をはかります。

② 犯罪被害者による講演等を取り入れた研修会の開催(国、県、市町、NPO・団体等)

広く公務に従事する職員等を対象とした研修会を開催し、各種研修会において犯罪被害者による講演等を取り入れ、職員の意識向上を図ります。

③ 積極的な広報啓発活動の推進(国、県、市町、NPO・団体等)

犯罪被害者等の支援やその意義が、地域や世代を問わず広く社会に周知されるよう、関係機関や民間団体と連携し、様々な機会を利用して広報啓発活動を行います。

3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援(国、県、市町、NPO・団体等)

犯罪被害者等は、加害者はもちろん身近な人の不用意な言葉からも大きな精神的ダメージを受けます。受けた精神的ダメージを克服し元の社会生活が営めるよう、各種の相談やカウンセリングによる精神的ケアの支援を行います。

② 経済的被害に対する支援(国、県、市町、NPO・団体等)

犯罪被害者等は、犯罪による収入の途絶や入院による治療費、精神的ダメージによる就労不能などさまざまな理由で経済的被害も受けますが、加害者からはその被害を回復できない場合も多くあります。そのため、経済的被害に対して支援を行います。

③ 犯罪被害者等の安全確保(国、県、市町、NPO・団体等)

犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護施設による保護等の対策を行います。

④ DV被害者等への公営住宅入居の配慮(国、県、市町)

要件を満たしたDV被害者に対して、公営住宅への入居について一定の配慮を行います。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者や家族等の気持ちを理解するよう心がけ、地域社会での風評などにより、犯罪被害者等が二次的被害を受け、社会的に孤立することのないよう行動し、生活面、精神面で支援することが期待されています。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	犯罪被害者等が家庭や地域でともに生活できるように犯罪被害者等の心理状態を理解したうえで、声かけや話を聞くなど種々の支援を行うことが期待されます。

NPO・団体等	犯罪被害者とその家族が、安心して地域で暮らしていくための多様な生活面、精神面での支援、サービスの提供主体となることが期待されます。
企業	犯罪被害者等の心理状態を理解し、就業における配慮を行うことなどが期待されます。
報道機関	犯罪被害者等に対する集団的過熱取材（メディアスクラム）等によるプライバシーの侵害などの二次的被害の引き金とならない事件報道や、個人情報の保護や、公益性等の事情を総合的に勘案した報道姿勢が期待されます。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。特に、国は、犯罪被害者等基本計画にそって、施策を推進していくことが求められます。
県	国との適切な役割分担を踏まえつつ、県の状況に応じた施策を実施します。特に、犯罪被害者等に関する人権問題については、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発活動を推進します。 犯罪被害者等に対する相談窓口の充実などをはじめとする、犯罪被害者等の権利や利益の保護のために取り組むとともに、被害者支援のための諸制度について情報提供を推進します。
市町	犯罪被害者等が、地域で安心して暮らしていくよう国、県と協力しつつ、必要な支援を行うことが期待されています。犯罪被害者等の人権に配慮した個人情報の保護のため、情報提供については、十分な配慮をすることが求められます。

【めざす姿】

インターネット上の差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。

県民一人ひとりは、インターネットの利点と問題点を知り、人権感覚をもって、掲示板、メール等での発言やホームページでの情報収集・提供が行われ、正しくインターネットを活用しています。

プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報の保護やインターネット上の差別事象・人権侵害に対して積極的に対応し、そのための関係機関との連携が行われています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

県は、多様な主体と協働して、インターネット上の差別的な書き込みやプライバシー侵害等の人権侵害についてネットモニタリングを実施し、差別表現の早期把握に努めるとともに、対応が必要となる表現に関して関係機関に連絡したり、人権擁護機関に通報する等、被害の拡大防止に向けて取り組んできました。

これらのネットモニタリング活動が、地域で自発的に展開されていくことを目的として、「ネットボランティア講座」を県内各地で開催し、活動の中心となる人材の育成に取り組みました。

インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等について、啓発冊子にまとめ配布・啓発を行いました。

また、学校では、人権学習教材も開発し、児童生徒にメディア・リテラシー教育を行うとともに、保護者や教育関係者も対象とした啓発に取り組み、学校・家庭・地域が協力して、子どもを見守る体制の整備をめざしています。

【取組方向】**① インターネット上の差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり****① インターネット上の差別事象・人権侵害の状況把握（国、県、市町）**

インターネット掲示板や携帯電話サイトにおいて、個人を誹謗・中傷する書き込みや悪質な差別表現の書き込みが多発しています。これら差別表現等の流布状況を県内にかかるものを中心に早期発見・把握するためのモニタリング体制の整備に努めながら、広がり防止に取り組むとともに、把握した差別表現流布の状況報告をとりまとめます。

② インターネット上の差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組（国、県、市町、住民組織、NPO・団体等）

インターネットの匿名性を利用した人権侵害やプライバシーの侵害事案など多く発生している状況にあることから、有効な対応がはかれるよう国に働きかけていきます。また、地域における人材養成や相談等を通じた体制づくりに向け努めています。

2 インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

① 人権を尊重しあうような気運を高める啓発の推進（国、県、市町）

インターネット等を悪用した人権侵害やプライバシーの侵害問題など、新しく生じてきている人権問題に対し、すべての人が人権を尊重しあうような気運を高めるため、メディア・リテラシーの重要性や、インターネットの適正利用についての啓発を推進します。

② インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等についての教育の推進（国、県、市町、学校）

人権学習教材を活用した子どもへのネットモラル教育の推進や、教職員の情報モラル指導にかかるスキルの向上など、インターネットを正しく活用するための環境づくりを進めます。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、インターネットの利点と問題点等について、学習することが期待されています。

また、その利用にあたっては、情報を不特定多数の人が見ることを常に意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないよう十分配慮することが求められます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	地域住民にインターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等についての学習が進むような機会の提供や、啓発を行うことなどが求められます。
NPO・団体等	インターネットの正しい使い方を広め、豊かなインターネットコミュニティが形成されるような活動を行うことが期待されています。
企業	自社のもつホームページや掲示板等において、差別事象や人権侵害が起きないような取組を進めることができます。
プロバイダ等	日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報の保護やインターネット上の差別事象・人権侵害に対して関係機関と連携しつつ適切に対応するとともにそのための環境整備などの取組を進めることも期待されています。
学校	インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等について、教えることが求められています。

(行政)

国	国全体の施策推進の考え方に基づき、国の取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。特に、プロバイダ責任制限法を発展させ、インターネット上の差別事象・人権侵害
---	---

	に対する法的な規制をはじめ、問題を解決するための、制度やしくみの整備を進めすることが求められます。
県	国や市町、プロバイダをはじめ、民間の企業や団体と協力・連携して、インターネット上で起こった差別事象・人権侵害に対応する体制やしくみづくりについて取り組むとともに、インターネットの正しい使い方について県民への広報に取り組みます。 また、プロバイダ等における理解・協力につながるはたらきかけを行います。
市町	県とともに、住民に対するインターネットの正しい使い方についての広報を進めるとともに、プロバイダ等における理解・協力につながるはたらきかけを行うことが期待されています。

人権施策 410

さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等）

【めざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認めあい、自立した生活を送っています。

【現状と課題（第一次行動プランの取組を踏まえて）】

さまざまな人権課題について、県の人権啓発冊子に掲載するとともに、研修会のテーマとして取り上げる等、正しい理解と偏見の解消をめざしてきました。

アイヌの人びとの人権に関しては、平成20年6月に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを認める決議」が採択され、これに伴う官房長官談話に基づき、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」において検討が行われています。県内においては、松阪市の松浦武四郎記念館において、アイヌ文化の紹介が行われる等、多様な主体が取組を行っています。

刑を終えた人の人権については、平成22年4月に三重県地域生活定着支援センターが開設され、矯正施設等を退所した、福祉の支援が必要な高齢者や障がい者に対して、福祉サービス利用のための手続きや、相談対応等を、保護観察所や矯正施設、市町、受入施設等と連携して、支援を行っています。

性的マイノリティの人権に関して、文部科学省は平成22年5月に、性同一性障害の児童生徒に対する配慮についての通知を行いました。

ホームレス数に関しては、毎年行われている実態調査では、近年、減少傾向にあります。

自殺予防対策については、三重県自殺対策推進部会を開催し、関係機関の連携を強化するとともに、三重県自殺対策行動計画を策定し、リスナー養成指導者の育成や自殺対策シンポジウムの開催、自死遺族の支援等に取り組みました。

ひきこもり等に関しては、県こころの健康センターにおいて、本人や家族を対象とした相談窓口を開設するとともに、同じ悩みを抱える家族が話し合ったり、講演を聴くことで理解を深める「家族教室」を開催しています。

【取組方向】

① 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組

① 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組（県、市町、NPO団体等）

各種統計データや差別事象の発生状況、人権相談の状況等をもとに、多様な人権課題の現状と課題認識のための取組を行います。

② 年次報告による定期的継続的な取組（県、三重県人権施策審議会等）

人権をめぐる社会の動向を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、年次報告において考察を行い、人権施策審議会をはじめ幅広く議論を進めます。

- ③ 自殺者やニートの増加、格差社会に伴う貧困問題等、人権尊重と密接に関わる社会問題への取組（国、県、市町、NPO・団体等）
- ・人権尊重社会の実現にとって大きな課題と捉え、その動向について注視していくとともに、地域社会への警鐘を促すための啓発を進めます。
 - ・三重県地域生活定着支援センターによって、司法と福祉が連携しながら、矯正施設等を退所した、福祉の支援が必要な高齢者や障がい者について、社会復帰を支援し、再犯防止対策を進めていきます。
 - ・自殺未遂者、自死遺族等に対しては、適切な支援が提供されるよう、情報収集や情報提供、普及啓発、人材育成などを実施するとともに、地域の絆づくりに向けたネットワークの整備を推進します。
 - ・引きこもり等に関しては、本人や家族を対象とした悩みの相談や話し合える場の提供などに努めます。

2 人権課題の正しい理解のための啓発活動

- ① 差別を受けてきた人びとの歴史と文化を学び、正しい知識を普及、啓発（国、県、市町、NPO・団体等）
アイヌの人びとなど民族、文化の違いなどを理由に差別を受けてきた人びとの歴史と文化を学び、正しい知識の普及、啓発に努めます。
- ② 多様な個別の人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育・啓発の取組（国、県、市町、NPO・団体等、学校）
学校、地域、職場などで行われる人権教育・啓発において、アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレスをはじめとする多様な個別の人権課題の認識を深め、正しく理解されるような取組を進めます。

3 人権侵害を受けた人に対する対応のための取組

- ① 人権侵害に対する適切な対応（国、県、市町、NPO・団体等）
人権侵害を受けた人や対人関係等で悩みを抱える人が適切に救済されるよう相談体制を充実させるとともに、相談窓口や救済につながる諸制度の活用について啓発と広報を行います。

【みんなの取組】

■ 県民一人ひとり

県民一人ひとりは、偏見や差別意識をもつことなく、互いの存在を認めあい、自立して生活を送ることが期待されます。

■ 多様な主体

区分	期待される役割、取組等
住民組織	多様な人権課題についての学習会などの取組が期待されます。
NPO・団体等	多様な人権課題に対して、当事者を支援し、情報を提供するなどの多様なNPOが活動するとともに、新規の課題も敏感に認識し、活動を開することが期待されます。

企業	多様な人権課題を理解し、人権擁護の姿勢をもって、企業活動に従事することが期待されます。
学校	多様な人権課題について理解を深めるよう学習を推進するとともに、学校の施設管理や運営を人権尊重の視点に立って行うことが期待されます。

(行政)

国	多様な人権課題に適切に対応する施策立案、実施が期待されます。県、市町への支援や協働した取組を行うことが期待されます。
県	各種統計データや差別事象の発生状況、人権相談の状況等をもとに、多様な人権課題の現状と課題認識のための取組を行います。 人権侵害を受けた人が適切に救済されるような相談体制を充実させるとともに、相談窓口や救済につながる諸制度の活用について啓発と広報を行います。
市町	多様な人権課題の現状を把握するとともに、地域での人権侵害の状況等についての把握と適切な対応が期待されます。

◆人権と密接に関連する社会問題について

この施策に位置づけている人権課題は、現在のところ、個々に独立した施策としては、総合的な取組には至っていないものの、人権課題として、正しく現状認識をし、必要に応じて即対応すべき課題です。

しかしながら、現時点で社会的な問題になっているものの、明確に人権課題としての位置づけが難しいものもあります。

これらの新しい課題についても、可能な限り県民への啓発等の機会を設けるとともに、基本方針の改定に際して十分な検討が行われるよう、今後の社会動向等の把握に努めます。

① 貧困・社会格差の問題

国は平成21年10月に、2007年度の日本の相対的貧困率※1を発表しました。その結果は、15.7%の国民が貧困のもとに置かれているというもので、経済協力開発機構（OECD）加盟国中4番目に高いものでした。また、同時に発表された子どもの貧困率は14.2%でした。

これらの問題は、社会現象ではあるものの、貧困の連鎖が指摘される等、社会システムの問題としても取り上げられています。今後の国の動向を踏まえ、的確に対応していく必要があります。

② 非正規雇用者（派遣労働者等）の問題

経済のグローバル化の反映として、日本企業における雇用体系の非正規化（派遣労働者等）が進展してきた中で、ワーキングプア※2と呼ばれる低所得労働者の問題が社会問題として取り上げられてきました。

そのような中で世界的な経済不況が発生し、非正規雇用労働者（派遣労働者等）の失業が急増し、職とともに住居をも失った失業者のために、年越し派遣村が設置される等、社会問題となりました。

このような不安定な雇用関係が要因となって生活困窮者が発生する社会的背景について理解を深めていくとともに、今後の国の動向を踏まえ的確に対応していく必要があります。

※1 相対的貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合をいいます。

※2 ワーキングプア

一般的に正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いてもギリギリの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の社会層のことをいいます